

令和8年度 府内市町村における商業振興施策一覧

	市町村名	ホームページ リンク先URL	事業名	支援先（実施主体）	支援内容		補助率など（補助限度額）	申請書等の提出時期	担当課・ 電話番号
1	大阪市	http://www.city.osaka.lg.jp/keizaisenryaku/page/0000312647.html	商業魅力向上事業 商店街共同施設等整備支援事業 ①施設整備事業	市内商店街・問屋街の単位組織（法人団体・任意団体を問わない） 市内小売市場（小売商業調整特別措置法（昭和34年法律155号）第3条に基づく大阪府知事の許可を受けている小売市場）	個性的で魅力ある商業集積をめざし、中長期的な観点のもと知恵と工夫を活かして取り組む活性化のためのハード事業 ○施設整備事業：アーケード、街路灯、カラー舗装、公衆便所、駐輪場の新設・補修事業		（新規）補助率1/4以内、限度額1,000万円 （補修）補助率1/5以内、限度額500万円	6月11日まで	経済戦略局 産業振興部 産業振興課 TEL:06-6615-3781
			商業魅力向上事業 商店街共同施設等整備支援事業 ②オープンモール化	市内商店街・問屋街の単位組織（法人団体・任意団体を問わない）	個性的で魅力ある商業集積をめざし、中長期的な観点のもと知恵と工夫を活かして取り組む活性化のためのハード事業 ○施設整備事業：商店街コミュニティ施設の設備及び小売市場の館内設備の補修事業		（補修）補助率1/5以内、限度額250万円		
					○オープンモール化（※①・②） 既存のアーケードの撤去事業（既存のアーケードの撤去に加えて実施する場合の街路灯、公衆便所、駐輪場の新規・補修事業を含む） ※①国及び他の地方公共団体等の助成制度を併用する場合、併用となる補助対象経費にかかる補助率は1/4以内とする。 ※②既存のアーケード撤去に加えて実施する施設整備事業の対象となる商店街共同施設等のうち公衆便所、駐輪場については、国及び地方公共団体等の助成制度の併用の有無に関わらず補助率は1/4以内とする。		補助率1/2以内、限度額2,000万円		
		https://www.city.osaka.lg.jp/keizaisenryaku/page/0000451684.html	商業魅力向上事業 大阪商店街にぎわいキャンペーン	大阪市商店会総連盟との共催事業	熱意ある商店街が、消費を喚起する魅力的なイベントを、市内各地で、一定期間中に集中して展開することにより、消費者にインパクトを与え、来街者の拡大を図るとともに、当キャンペーンを起爆剤として、自らの活性化と持続的な発展に取り組む。		－	－	
		https://www.city.osaka.lg.jp/keizaisenryaku/page/0000446969.html	商業魅力向上事業 大阪市商店街振興ふさと寄附金関係事業	市内商店街に加盟する店舗のうち、大阪市あきないグランプリ優秀賞店舗など国・自治体が表彰・認定している店舗	大阪市ふるさと寄附金制度において、設定された寄附メニューの「商店街の振興」を活用し、大阪市あきないグランプリ優秀賞など、国・自治体が表彰・認定している店舗・商品の中から募集・選定した返礼品を通じて、全国の寄附者に市内商店街の魅力発信と市内商店街の愛着の醸成し市内商店街の活性化を図る。		－	随時	
		https://saisei-osaka.jp/	商業魅力向上事業 空き店舗を活用した商店街再生事業	市内商店街団体等及び本事業において作成された事業プランに基づき空き店舗を活用する事業者	商店街と意欲のある人材を公募し、ワークショップ等を通じた事業プランの策定に取り組み、商店街の空き店舗を活用した新たな店舗の誘致・開業を支援するとともに、今後の商店街やエリア活性化を担う人材を育成することにより、自律的な商店街の再生やエリア全体の活性化を図る。		補助率1/2以内、限度額120万円	－	
		https://www.city.osaka.lg.jp/keizaisenryaku/page/0000625089.html	あきない伝道師による商店街強化事業	市内商店街団体等	市内の商店街団体等の集客力・販売力の向上に向けて、SNS等を活用した情報発信や商店街の組織力強化等によって商店街の活性化のサポートを行う専門家を「あきない伝道師」として活用し、その成果事例やノウハウ等を幅広く普及するため、その実践的な取組等に対する支援等を行うことで商機能の強化を図る。		－	随時	
		https://www.hatomarksite.com/search/osaka/special/osakashop	商店街空き店舗マッチング促進事業	市内商店街団体等	大阪府宅建協会不動産情報サイト（ハトマークサイト）内に開設した、大阪市市内商店街の空き店舗情報を集約・特化したポータルサイト「大阪市商店街特集」を利用することで、空き店舗側（オーナー等）と入居者側（店舗・オフィス等）の双方のマッチングを促進し、商店街側の空き店舗の解消や利用促進を図り、商店街等の活性化を図る。		－	－	
2	堺市	http://www.city.sakai.lg.jp/sangyo/shienyuushi/shien/hard.html	商業共同施設維持管理等支援事業	・商店街（事業協同組合、商店街振興組合、もしくは20店舗以上で組織されているもの） ・小売市場（大阪府知事の許可を受けたもの） ・卸売業団体（事業協同組合及び中小卸売商業団体）	商店街・小売市場等の商業団体が商業振興上有益な共同施設を設置又は補修する場合に、支援を行う。	（補助対象施設） 街路灯・アーチ・アーケード・冷房施設・カラー舗装・放送施設・公衆便所・防災施設・駐車（輪）場・カウンター（入場客数計数器）・コミュニティ広場（ホール）・ストリートファニチャー・防犯対応設備（防犯カメラ等）、救命設備	補助対象経費の1/3以内(限度額300万円) ※補助申請できるのは対象事業の支払年度のみ ※工事費の総額が100万円未満（防犯対応設備については50万円未満、救命設備については20万円未満）のものは、補助対象としない ※救命設備は、限度額3万円	事業実施の2週間前まで	産業振興局 産業戦略部 地域産業創造課 TEL:072-228-8814
		http://www.city.sakai.lg.jp/sangyo/shienyuushi/shien/dento.html	商店街街路灯等電気料金支援事業	商店街（事業協同組合、商店街振興組合、もしくは複数の店舗で組織されているもの）	商店街が設置し、維持管理している街路灯等の有効活用に対し支援を行う。	（補助対象経費） 街路灯・アーケード・アーチに付属する電灯の電灯料 等	補助対象経費の1/2以内	1月から2月まで	
		http://www.city.sakai.lg.jp/sangyo/shienyuushi/shien/soft.html	商店街等ソフト事業支援事業	・商店街（事業協同組合、商店街振興組合、もしくは10店舗以上で組織されているもの）及び堺市商店連合会 ・小売市場（大阪府知事の許可を受けたもの）	商店街等が自主的に、人口減少高齢化対応や安全・安心の推進、環境負荷の低減、地産地消の推進、賑わい創出、キャッシュレス決済の推進など、地域の住民やコミュニティのニーズに応えるために取り組むソフト事業に対し支援を行う。 （事業例） ・人口減少・高齢化対応事業 ・安全・安心推進事業 ・環境対応事業 ・地産地消推進事業 ・賑わい創出事業 ・地域消費循環促進事業	（補助対象経費） 会場設営費、会場借上げ料、リース・レンタル費、広告宣伝費、印刷費、通信・運搬費、謝礼金、委託費、消耗品等	補助対象経費の1/2以内（限度額50万円）	事業実施前まで	

令和8年度 府内市町村における商業振興施策一覧

	市町村名	ホームページ リンク先URL	事業名	支援先（実施主体）	支援内容		補助率など（補助限度額）	申請書等の提出時期	担当課・ 電話番号
	堺市	http://www.city.sakai.lg.jp/sangvo/shienyuushi/shien/soft.html	商店街ビジョン策定支援事業補助金	・商店街（事業協同組合、商店街振興組合、もしくは10店舗以上で組織されているもの）	商店街が自らを取り巻く現状を把握した上で、関係する様々な主体を巻き込みながら商店街ビジョンを策定する事業の支援を行う。 （対象取組例） ・地域ニーズ調査 ・専門家を招いた勉強会 ・専門家によるビジョン策定伴走支援 ・ビジョン策定に必要な実証実験	（補助対象経費） 謝礼金、旅費、施設利用料、委託費、会場借上げ料、リース・レンタル費、広告宣伝費、印刷費、通信・運搬費、消耗品等	補助対象経費の2/3以内（限度額300万円）	事業実施前まで	産業振興局 産業戦略部 地域産業創造課 TEL:072-228-8814
		http://www.city.sakai.lg.jp/sangvo/shienyuushi/shien/aki.html	商店街等空き店舗活用支援事業	・商店街（事業協同組合、商店街振興組合、もしくは10店舗以上で組織されているもの）及び堺市商店連合会 ・小売市場（大阪府知事の許可を受けたもの） ・補助対象事業を実施する地域にある上記のいずれかの団体と連携し、その推薦を受けた企業又は団体であって、法人格を有し、定款等により代表者及び活動内容等について確認できるもの	商店街等が主体的に取り組む新規テナント誘致活動や空き店舗の活用など、買物利便性の向上及び生活環境の充実を図る事業に対し支援を行う。 ・新規テナント誘致事業 商店街等が空き店舗に新規テナントを誘致する新規テナント誘致事業 ・商店街空き店舗等活用事業 商店街等が空き店舗等を賃借し、店舗改装や施設設置等を行い実施する空き店舗等活用事業 ※事業の実施にあたっては地域ニーズ等の調査及び事業効果の予測を行うことを要件とする。	（補助対象経費） 謝礼金、委託費、広告宣伝費、印刷費、賃料、建設・改装工事費、リース・レンタル費、出店奨励に係る経費	補助対象経費の2/3以内（限度額200万円） ※家賃補助は月額10万円以内（最大6か月）とする。 ※6か月以上の営業継続を条件とする。	事業実施前まで	
3	岸和田市	https://www.city.kishiwada.lg.jp/page/43-syoutengai-kyoudoushisetu.html	商業団体共同施設整備事業	1 商店街振興組合、事業協同組合等の法人格を有する商業団体。 2 法人格を有しない任意の商店街組織であって、規約等により代表者の定めがあり、財産の管理等を適正に行うことができる商業団体。 3 1 2に類するもので、市長が適当と認める商業団体。	公衆トイレ、街路灯、防犯カメラ等、共同利用施設を設置する場合、その費用の一部を助成。 【耐用年数】 ・街路灯（6年） ・アーケード（15年） ・放送設備（5年） ・公衆便所（15年） ・駐車・駐輪場施設（15年） ・コミュニティ関連施設（15年） ・防犯カメラ（6年） ・AED（4年）※（ ）内は耐用年数 ※共同施設を更新する場合については、それぞれに定めた耐用年数を経過したものについて補助対象とする。 ※消費税及び地方消費税相当額は、補助対象外。		1 事業費が200万円以下の場合、40万円を超える額の1/2。 2 事業費が200万円を超える事業の場合、超える額の1/3に80万円を加算した額。 3 国または府の補助事業である場合、国または府補助金を控除した額の1/2。 ※補助限度額：40万円以上600万円以下。 ※1,000円未満切り捨て。 ※消費税及び地方消費税相当額は、補助対象外。	事業実施前まで	魅力創造部 産業政策課 TEL:072-423-9485
		https://www.city.kishiwada.lg.jp/page/43-syoutengai-denkiryoukin.html	商店街環境整備施設等維持管理事業	1 商店街振興組合、事業協同組合等の法人格を有する商業団体。 2 法人格を有しない任意の商店街組織であって、規約等により代表者の定めがあり、財産の管理等を適正に行うことができる商業団体。 3 1,2に類するもので、市長が適当と認める商業団体。	商店街等が維持管理する街路灯等の電気料金の一部を助成。		街路灯等の電気料金の1/2。 ※補助限度額：半期毎30万円。 ※10円未満切り捨て。	10月/3月	魅力創造部 産業政策課 TEL:072-423-9485
		https://www.city.kishiwada.lg.jp/page/43-syoutengai-ibento.html	商業活性化・地域交流促進事業	1 商店街振興組合、事業協同組合等の法人格を有する商業団体。 2 法人格を有しない任意の商店街組織であって、規約等により代表者の定めがあり、財産の管理等を適正に行うことができる商業団体。 3 1 2に類するもので、市長が適当と認める商業団体。	地域住民との触れ合いを深めるために商業団体が行う催事事業、商業団体の事業の活性化が見込まれる備品等の一部を助成。 （補助対象経費） 会場借上げ料、講師等の謝礼金、リース料、印刷製本費、広告宣伝費、消耗品費、備品購入費、その他事業に係る直接経費等。		補助対象経費の1/4以内。 ※1,000円未満切り捨て。 ※消費税及び地方消費税相当額は、補助対象外。	事業実施前まで	魅力創造部 産業政策課 TEL:072-423-9485

令和8年度 府内市町村における商業振興施策一覧

	市町村名	ホームページ リンク先URL	事業名	支援先（実施主体）	支援内容		補助率など（補助限度額）	申請書等の提出時期	担当課・ 電話番号
豊中市		http://www.city.toyonaka.osaka.jp/machi/sangyoushinkou/jigyosya/haken_soudan.html	中小企業等アドバイザー派遣制度	・市内の中小企業等 中小企業等とは次のいずれかにあてはまる者 1 中小企業基本法（昭和三十八年七月二十日法律第百五十四号）に定める中小企業者 2 個人であって起業の計画を有し、事業を実施しようとする者 3 ビジネス的事業運営に取り組むNPO等 4 前3号に掲げる者を主たる構成員とし、経済活動を行う、又は行おうとする団体	市内の中小企業等に対して、国・府・関係機関との連携促進と役割分担を踏まえて、専門的立場から相談・助言・指導等の支援を行う専門家を派遣する。		市がアドバイザーに支払う謝礼金は一申込者につき同一年度に5回まで、1回あたり3万円を限度とし、これを超える場合は申込者が負担。	随時	都市活力部 産業振興課 06-6858-2191
		－	商業団体等事業補助金	・補助の対象となる団体は、活動1年以上、かつ構成員の2/3以上の事業所が市内に拠点を有する商業団体等で、次に掲げるものとする。構成員の2/3以上が事業所の拠点を市内に有する中小企業者で構成される団体 1 商店街組織 2 生活衛生同業組合 3 連合会 4 前各号に準ずるもので市長が適当と認める団体	地域産業の健全な発達を図るため、市内の商業団体等が自主的に取り組む活性化事業及び人材育成を図るための各種研修等に対し、当該事業に要する経費の一部を補助。	（補助対象事業） 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は下記のいずれかに該当するものとする。ただし、他の制度による補助金を受給している事業は除く。 1 消費者向けに団体または団体の活動内容をアピールする事業 2 地域産業の活性化に関する調査研究で、構成員に結果を報告する事業 3 構成員の人材育成を図るための各種研修等で、団体が主催する事業 （補助対象経費） （1）委託料（2）講師謝礼金（3）研修用教材費（4）会場借上料・展示会等出展料（5）広告宣伝費（6）折込料（7）会場設営関係機材借上料	1 講師謝礼金：補助率1/2、限度額30,000円/人 2 研修用教材費：補助率1/1、限度額1,000円/人 3 上記以外は合計額の1/2 ※1団体当たり1会計年度100,000円を限度とし、1,000円未満は切り捨てとする。 ただし、豊中市商店会連合会及び豊中市小売商業団体連合会は、年間100万円を限度とする。	随時	
		－	商業団体共同施設設置等補助金	・市内の商業団体で、次に掲げるものとする 1 商店街振興組合 2 事業協同組合 3 協同組合 4 前各号に準ずるもので市長が適当と認める団体	街路灯、アーチ、アーケード、カラー舗装・側溝整備、駐車場・自転車置場、冷房施設、公衆便所、防災・防犯施設、放送施設、教養文化施設、AEDの設置、共同施設の撤去に要する経費を一部補助。		・法人団体 総事業費の 5/100（1,000円未満を切捨て、限度額は1,000万円。ただし、市の歳入となる国・府の補助金の交付を受ける場合は10/100） ・任意団体 総事業費の 3/100（1,000円未満を切捨て、限度額は600万円。ただし、市の歳入となる国・府の補助金の交付を受ける場合は6/100） ※AEDと共同施設の撤去を除き、総事業費が100万円以上となる場合に限る。	随時 （補助事業の実施前に市長に提出）	
		https://www.city.toyonaka.osaka.jp/machi/sangyoushinkou/hoiokin/R8itkonsveruiju.html	ITコンシェルジュ派遣事業	・市内の事業者 ※事業者とは次のいずれかにあてはまる者 ① 中小企業基本法（昭和三十八年七月二十日法律第百五十四号）に定める中小企業者 ② ビジネス的事業運営に取り組むNPO等	市内事業者が抱える、集客・営業・事務効率・広報・会計等のITに関する様々な課題に対して、豊中市と豊中商工会議所が連携して、ITの専門家であるITコンシェルジュを申込事業者に派遣することで、課題解決策の提示やより良い業務環境の構築を支援し、市内事業者のデジタル化を促進することを目的とする。	1事業者あたり年間3回までの利用	－	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで(期間内でも予算の上限に達した時点で終了)	
		https://www.city.toyonaka.osaka.jp/machi/sangyoushinkou/hoiokin/R8itkasokushin.html	IT化促進補助金	・市内の事業者 ※事業者とは次のいずれかにあてはまる者 ① 中小企業基本法（昭和三十八年七月二十日法律第百五十四号）に定める中小企業者 ② ビジネス的事業運営に取り組むNPO等	IT化に関する課題を抱える市内中小企業者が課題解決に資するソフトウェア・クラウドシステムの導入やIT機器の購入、ホームページを活用した販路拡大などを実施する場合、市から補助金を交付することにより、中小企業者のIT化の促進や業務の効率化・生産性の向上、販路拡大につなげることを目的とする。 豊中市と豊中商工会議所が連携して行っているITコンシェルジュ派遣事業を通じて、ITコンシェルジュからIT機器の購入を提案された中小企業者を対象に、IT化に必要な費用を一部補助。	（補助対象経費） 1 業務の効率化や生産性向上を図るために導入するIT機器、クラウドやソフトウェアの購入費用・利用料（最大1年間分）、導入に必要な外注・委託費、サポート費用など（保守料金等のシステム利用料以外のランニングコストは対象外） ※端末のみの購入及びPC・複合機・スマホは対象外。 2 セキュリティ対策やレスポンス対応など新たに高機能化に取り組むホームページ制作・改修費用 3 従業員等のIT資格取得、試験対策講座受講費用	補助率は対象経費の1/2。 補助金額は、次に掲げる額のうちいずれか少ない額を上限とし、予算の範囲内で市長が決定する。 (1)補助の対象経費の合計額に1/2を乗じて得た額(2)100,000円 補助金額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。 ※タブレット端末の購入は上限2万円/台（システム導入に伴い必要となる場合のみ対象）	令和8年4月1日から令和9年1月29日まで(期間内でも予算の上限に達した時点で終了) ※令和8年4月1日から令和9年1月29日までにITコンシェルジュ派遣事業を利用した方が対象	
		https://www.city.toyonaka.osaka.jp/machi/sangyoushinkou/hoiokin/aiconcierge.html	AIコンシェルジュ派遣事業	・市内の事業者 ※事業者とは次のいずれかにあてはまる者 ① 中小企業基本法（昭和三十八年七月二十日法律第百五十四号）に定める中小企業者 ② ビジネス的事業運営に取り組むNPO等	市内事業者が抱える、集客・営業・事務効率・広報・会計等のAIに関する様々な課題に対して、豊中市と豊中商工会議所が連携して、AIの専門家であるAIコンシェルジュを申込事業者に派遣することで、課題解決策の提示やより良い業務環境の構築、新たなビジネスモデルの創出、販路拡大を支援し、市内事業者のAI導入を促進することを目的とする。	1事業者あたり年間3回までの利用	－	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで(期間内でも予算の上限に達した時点で終了)	

令和8年度 府内市町村における商業振興施策一覧

	市町村名	ホームページ リンク先URL	事業名	支援先（実施主体）	支援内容		補助率など（補助限度額）	申請書等の提出時期	担当課・ 電話番号
4	豊中市	https://www.city.toyonaka.osaka.jp/machi/sangyoushinkou/hojokin/r8aisokushinhogyo.html	AI促進補助金	・市内の事業者 ※事業者とは次のいずれかにあてはまる者 ① 中小企業基本法（昭和三十八年七月二十日法律第百五十四号）に定める中小企業者 ② ビジネスの事業運営に取り組むNPO等	AI（人工知能）技術の導入・活用に関する課題を抱える市内中小企業者が、課題解決に資するAI関連のソフトウェア・クラウドサービスの導入や、AIを活用したシステム開発、AI搭載型ホームページの活用等を実施する場合、市から補助金を交付することにより、中小企業者のAI導入の促進や業務の効率化・生産性向上、新たなビジネスモデルの創出、販路拡大につなげることを目的とする 豊中市と豊中商工会議所が連携して行っているAIコンシェルジュ派遣事業を通じて、AIコンシェルジュからAI導入・活用による業務効率化、販路拡大等を提案された市内中小企業者を対象に、AI導入・活用に必要な費用等を一部補助。	（補助対象経費） AI コンシェルジュから提案された AI 導入・活用にかかる事業に要する以下の費用 1 クラウド型システム・ソフトウェア利用料 2 外注費・委託費 3 謝金・サポート費 4 ソフトウェア・機器購入費（PC・複合機・スマートフォンは除く）	補助率は対象経費の1/2。 補助金額は、次に掲げる額のうちいずれか少ない額を上限とし、予算の範囲内で市長が決定する。 (1)補助の対象経費の合計額に1/2を乗じて得た額 (2)100,000円 補助金額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。 ※タブレット端末の購入は上限2万円/台（システム導入に伴い必要となる場合のみ対象）	令和8年4月1日から令和9年1月29日まで(期間内でも予算の上限に達した時点で終了) ※令和8年4月1日から令和9年1月29日までにAIコンシェルジュ派遣事業を利用した方が対象	都市活力部 産業振興課 06-6858-2191
		https://www.city.toyonaka.osaka.jp/machi/sangyoushinkou/hojokin/r8aiseminar.html	AIセミナー等受講料補助金	・市内の事業者 ※事業者とは次のいずれかにあてはまる者 ① 中小企業基本法（昭和三十八年七月二十日法律第百五十四号）に定める中小企業者 ② ビジネスの事業運営に取り組むNPO等	AIセミナー受講料補助金は、地域経済の活性化をめざし、市内中小企業者等の経営人材や従業員、個人事業主がAIに関する知識の向上並びに実務に活用するための技術及びスキルの習得を目的として参加するセミナーや研修等の受講料及び参加費の一部を補助することにより、AI 技術の活用による経営課題の解決を促すことを目的とする。	（補助対象経費） 補助の対象経費は、対象者がセミナーの主催者等へ支払う受講料（教材費含む）、参加費及びそれに類する経費	補助金額は、次に掲げる額のうちいずれか少ない額を上限とし、予算の範囲内で市長が決定する。 (1)補助の対象経費の合計額に2/3を乗じて得た額。 (2)100,000円 2 前各項の補助金額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。 3 補助金の交付は、同一の会計年度において同一の補助対象者につき通算して前2項に定める金額を上限とし決定する。	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで(期間内でも予算の上限に達した時点で終了)	
		https://www.city.toyonaka.osaka.jp/machi/sangyoushinkou/hojokin/R8koufukakachika.html	商品高付加価値化応援金	・市内の事業者 ※事業者とは次のいずれかにあてはまる者 ① 中小企業基本法（昭和三十八年七月二十日法律第百五十四号）に定める中小企業者 ② ビジネスの事業運営に取り組むNPO等	市内中小企業者が生産性・付加価値の向上につなげるための取組みを行う際に、市が応援金を交付することにより市内中小企業者の経営状況の下支えや成長促進を支援することを目的とする。 豊中商工会議所が指定した専門家から、高付加価値化計画に関する指導等を受けた市内の中小企業者を対象に、商品の高付加価値化に資する経費を一部補助。	（補助対象経費） 1 謝金 商品高付加価値化の実現に向けて、会議所が指定した専門家からの技術指導等を必要とする場合に支払われる謝金やブランド戦略に関するコンサルタント費用です。ただし、交通費や食料費は除く。 2 外注費 商品高付加価値化の実現に向けて、事業遂行に必要な業務の一部を第三者に外注する場合の経費。ただし、交通費や食料費は除く。 ・商品のブランド力や魅力を高める動画制作の費用 ・パッケージ、ロゴマーク、イメージキャラクターのデザイン料 ・パッケージ試作にかかる印刷費用（デザイン料を伴わないパッケージ印刷費用は除く。） ・ブランディングに係るマーケティングリサーチの費用	応援金額は、次に掲げる額のうちいずれか少ない額を上限とし、予算の範囲内で市長が決定する。ただし、動画制作にかかる外注費については次項による。 (1) 補助の対象経費の合計額に2/3を乗じて得た額。 (2) 200,000円。 2 対象経費の合計額に1/2を乗じて得た額または100,000円のうちいずれか少ない額を上限とし、予算の範囲内で市長が決定する。 3 同一の会計年度において同一の補助対象者につき、動画制作にかかる外注費及びその他の対象経費がある場合は、前各項の応援金額を合算し、200,000円を上限として決定する。 4 前各項の応援金額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。	令和8年4月1日から令和9年1月29日まで(期間内でも予算の上限に達した時点で終了) ※事前に会議所が指定した専門家から高付加価値化計画に関する指導を受ける必要あり	
		https://www.city.toyonaka.osaka.jp/machi/sangyoushinkou/hojokin/R8uriageup.html	売上アップ応援金	1 市内の団体 活動1年以上、かつ構成員の2/3以上の事業者が市内に拠点を有する商業団体等で、次に掲げる団体。 ① 商店街組織 ② 連合会 ③ 前各項目に準ずるもので市長が適当と認める団体 2 実行委員会 定款又は会則等を有し組織的な運営がされており1年以上の活動実績があること、かつ4者以上の事業者で構成され、構成員の2/3以上の事業者が市内に拠点を有しており、当該組織の本拠地を市内に置いている実行委員会。 ※事業者とは次のいずれかにあてはまる者 ① 中小企業基本法（昭和三十八年七月二十日法律第百五十四号）に定める中小企業者 ② ビジネスの事業運営に取り組むNPO等 ③ 前2号に掲げる者を構成員とし、経済活動を行う団体又は実行委員会	地域の賑わい創出や消費喚起に取り組む、市内事業者等で構成された団体又は実行委員会が行う事業に対して、市が応援金を交付することにより、地域経済の活性化とさらなる産業の振興を図ることを目的とする。	（補助対象経費） 会場・機材等借上料、外注費・委託費、広告宣伝費、保険料、景品・記念品代、店舗改修費、車両改修費（移動販売車両に改修する場合に限る）、その他市長が必要と認めた経費	応援金額は、次に掲げる額のうちいずれか少ない額を上限とし、予算の範囲内で市長が決定する。 (1)補助の対象経費の合計額に1/2を乗じて得た額 (2)300,000円 2 前項の金額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。	令和8年4月1日から令和9年1月29日まで(先着順で25団体又は実行委員会を目安として、予算の上限に達した時点で終了)	

令和8年度 府内市町村における商業振興施策一覧

	市町村名	ホームページ リンク先URL	事業名	支援先（実施主体）	支援内容		補助率など（補助限度額）	申請書等の提出時期	担当課・ 電話番号
	豊中市	https://www.city.toyonaka.osaka.jp/machi/sangyoushinkou/hojokin/R8kigyokasoushutu.html	起業家創出事業開催支援補助金	・市内の事業者及び団体（定款又は会則等を有し、組織的な運営がされている団体）。 ※事業者とは次のいずれかにあてはまる者 ① 中小企業基本法（昭和三十八年七月二十日法律第百五十四号）に定める中小企業者 ② ビジネスの事業運営に取り組むNPO等	民間事業者・団体による起業家の創出やアントレプレナーシップの養成、起業家等の交流に寄与するイベントの開催に必要な費用等を一部補助することにより、市民のアントレプレナーシップの養成を図るとともに、創業機運の醸成を目的とする。	（補助対象経費） 謝金、会場機材借上料、印刷製本費、広告宣伝費、その他市長が必要と認めた経費	補助金額は、次に掲げる額のうちいずれか少ない額を上限とし、予算の範囲内で市長が決定する。 (1)補助の対象経費の合計額に1/2を乗じて得た額 (2)150,000円 2 前各項の補助金額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる	令和8年4月1日から令和9年1月29日まで(期間内でも予算の上限に達した時点で終了)	都市活力部 産業振興課 06-6858-2191
		https://www.city.toyonaka.osaka.jp/machi/sangyoushinkou/hojokin/R8tourokumenkyozei.html	法人設立登録免許税助成金	・市で特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明書の交付を受けたものが代表者となり設立され、本店が豊中市内に所在する株式会社若しくは合同会社。	産業競争力強化法第128条第2項に規定する認定創業支援等事業計画に記載された同法第2条第31項に規定する特定創業支援等事業による支援を受けて法人設立し創業する者に対して登録免許税を助成することにより、豊中市内での創業を促し地域経済の活性化を目的とする。 期間内に法人設立登記時に支払った登録免許税額の全額または一部を補助。		補助金額は、次のとおりとする。 株式会社の場合：7万5千円 合同会社の場合：3万円	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで(期間内でも予算の上限に達した時点で終了)	
		https://www.city.toyonaka.osaka.jp/machi/sangyoushinkou/hojokin/R8keieiijnzai.html	経営人材成長支援補助金	・市内の事業者 ※事業者とは次のいずれかにあてはまる者 ① 中小企業基本法（昭和三十八年七月二十日法律第百五十四号）に定める中小企業者 ② ビジネスの事業運営に取り組むNPO等	地域経済の活性化をめざし、市内中小事業者の経営人材や個人事業主が経営能力の向上、事業成長、資金調達、事業連携等を目的として参加するセミナーや経営塾、アクセラレーションプログラム、ピッチコンテスト等の受講料及び参加費の一部を補助することにより、経営人材の成長をととした事業拡大を促すことを目的とする。	（補助対象経費） 補助の対象経費は、対象者がセミナーの主催者等へ支払う受講料（教材費含む）、参加費及びそれに類する経費（消費税及び地方消費税を除く。）	補助金額は、次に掲げる額のうちいずれか少ない額を上限とし、予算の範囲内で市長が決定する。 (1)補助の対象経費の合計額に1/2を乗じて得た額。 (2)100,000円 2 前各項の補助金額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。 3 補助金の交付は、同一の会計年度において同一の補助対象者につき通算して前2項に定める金額を上限とし決定する。	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで(期間内でも予算の上限に達した時点で終了)	
5	池田市	https://www.city.ikeda.osaka.jp/soshiki/siminseikatsu/shoko/syogyo/shotengai/16068.html	商業活性化イベント事業	・商店街振興組合 ・商業の振興に関する活動を協働して行う市内事業者で組織する任意団体 ・その他市長が必要と認める団体	市内の商業団体が自主的に実施するイベント事業に対して、地域の商業活性化及びにぎわいの創出を目的に交付する	（補助対象経費） 報償費,需用費,役務費,委託料,使用料及び賃借料,その他	補助対象経費を合計した額の1/2以内の額とし、20万円を限度とする。	事業実施の1か月前まで	市民活動部 商工振興課 TEL:072-754-6241
		－	中心市街地活性化推進事業補助	・法人又は非法人組織の商店街及びその連合組織 ・法人又は非法人組織の小売市場及びその連合組織 ・上記に準ずるもので、市長が適当と認める団体	中心市街地の活性化に資する事業を実施した場合に予算の範囲内で、その事業経費を補助 ・学生による商店街空き店舗活用事業（石橋商店街、栄町商店街） ・カルチャールーム「いしばし寺子屋」事業 ・大阪池田チキチキ探検隊		補助対象事業にかかる経費であって、市長が必要かつ適当と認めるもの 補助金は予算の範囲内で定める	随時	
		－	商業活動活性化事業	・池田商工会議所 ・池田市商店会連合会 ・池田市工業振興会 ・その他市長が認める団体	市内商工業団体が商業の活性化を図るために実施する、事業について補助		補助金は予算の範囲内で、市長が定める	随時	
		－	商工団体補助事業	・池田商工会議所 ・池田市商店会連合会 ・池田市工業振興会 ・その他市長が適当と認める団体	市内の商工業団体が実施する商工業の振興に資する事業に対して、市内商工業者の経営の合理化及び近代化を促進することを目的に交付する		補助金は予算の範囲内で、市長が定める	当該年度の6月末日まで	
		－	プレミアム付デジタル商品券事業	池田市内在住者	物価高騰が継続し家計への負担が増加しているなか、市内在住者への食料品等の物価高騰に対する支援及び消費の下支えを通じた地域経済活性化を目的として、市内店舗で利用可能なプレミアム付デジタル商品券事業を実施。 ※令和8年6月1日より掲載希望	1口7,000円分利用可能な商品券を5,000円で販売（プレミアム率40％）	購入申込期間：令和8年6月1日から6月30日まで 購入・利用期間：令和8年7月1日から令和8年8月31日まで		
	吹田市		商工業団体事業活動促進補助金交付事業	・事業協同組合 ・事業協同小組合 ・商店街振興組合 ・その他、その構成員の1/2以上が中小企業者で組織される商店街、小売市場、業種別団体などの団体	事業協同組合等が商工業事業活動の活性化を促進するため実施する調査研究・研修、催物、PR媒体作成・活用及び域内消費の活性化に対して費用の一部を補助する。		補助対象経費…補助率1/2（上限20万円）	随時	地域経済振興室 TEL:06-6170-2370

令和8年度 府内市町村における商業振興施策一覧

	市町村名	ホームページ リンク先URL	事業名	支援先（実施主体）	支援内容	補助率など（補助限度額）	申請書等の提出時期	担当課・ 電話番号
6	吹田市	https://www.city.suita.osaka.jp/sangyo/1018028/1018029/1021242/1011520.html	商店街等商業共同施設事業補助金交付事業	・商店街等の事業協同組合又は商店街振興組合（ア） ・上記の団体に準ずるもので、商店街等を構成する店舗の事業主の過半数が加入するもの（イ）	商店街・小売市場等がアーケード、カラー舗装、街路灯、コミュニティ関連施設等の商業共同施設を設置した場合、補助金を交付する。	交付先団体（ア）への補助率 補助率30％ 交付先団体（イ）への補助率 補助率15％ 交付先団体（ア）・（イ）ともに補助限度額500万円、補助対象下限100万円 ただし、公衆便所、防災施設、街路灯・防犯灯、防犯カメラを設置する場合は、補助対象下限100万円対象外。また、補助対象施設を補修する場合は、補助対象下限100万円対象外	随時	地域経済振興室 TEL:06-6170-2370
			商店街等魅力向上促進事業補助金交付事業	・商店街等の事業協同組合若しくは商店街振興組合又はこれらの連合会 ・上記の団体に準ずるもの ・上記の団体を中心として、これらの団体及び大学、NPO等が組織する団体 ・その他市長が適当と認める団体	商店街等が「経営改善」や「まちづくり」の視点から取り組む先導的な事業及び、空き店舗を借り上げ共同施設やチャレンジショップなどについて活用する事業に対し、その経費の一部を補助する。	1 消費者の購買意欲を高めるような商店街等の情報発信 2 地域住民等との連携による地域の活性化のためのイベント、調査等 3 広域商品券の発行、広域スタンプの実施 4 商店街のオリジナル商品の開発等 1～4の事業については、補助対象経費の3/4、200万円を上限とする 5 空き店舗等活用促進事業 5の事業については、補助対象経費の1/2、改装費等200万円・広告費100万円を上限とする	随時	
			商業活性化コンサルタント派遣事業補助金交付事業	吹田商工会議所	市内の商業団体が商店街運営の改善などを検討する場合、その指導・助言のため吹田商工会議所が派遣するコンサルタントに要した費用の一部を補助する。	1団体に対し派遣1回につき5万円以内、年120万円を上限とする。	随時	
7	泉大津市	－	産業振興対策事業	・北助松商店街振興組合 ・泉大津中央商店街振興組合 ・その他市長が必要と認める団体	本市の商業の発展及び振興を図るため、各種団体が自ら主体となって行う商業活性化事業に対する補助	活性化事業に要する経費の100分の50以下	別に定める期日	市長公室 地域経済課 TEL:0725-51-7651
		https://www.city.izumiotsu.lg.jp/kakuka/koushitsu/tiikikeizaika/syokou/hoiyokin/13820.html	商店街エリア活性化事業補助金	・商店街団体 ・商店街 ・地域団体	市内の商店街を中心としたエリアの活性化及びにぎわいの創出を図るため、商店街団体と連携し、商店街を中心としたエリアを拠点として活動を行う地域団体に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。	1年目は補助対象経費の10分の10に相当する額。 2年目以降は補助対象経費の2/3に相当する額の範囲内において市長が定める額（当該額に1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額）とし、50万円を限度とする。	別に定める期日	
		https://www.city.izumiotsu.lg.jp/kakuka/koushitsu/tiikikeizaika/syokou/sougyou/13287.html	創業支援事業補助金	泉大津市内で店舗を有する事業者（転入・第二創業を含む）	事業を営むための事業所に係る家賃補助（賃貸借契約上の月額賃料をいい、共益費は含まない。） 交付決定日の属する月の翌月から起算して12か月分を限度とする。	補助額は経費の1/2以内の額（最大5万円/月）。	創業等を行った日から起算して6か月以内	
		https://www.city.izumiotsu.lg.jp/kakuka/koushitsu/tiikikeizaika/syokou/sougyou/13290.html	創業時設備導入支援事業補助金	泉大津市内での創業する事業者（転入・第二創業を含む）	事業を営むための必要な機械・装置・什器（但し、車両やパソコン等の汎用品、領収書が発行できない中古品、リース契約によるものは除く）を購入する費用を補助。10,000円を超えないものについては消耗品扱いとし、設備導入補助の対象外。 ※補助金の交付申請前にすでに購入している設備については、補助金の対象外。	補助額は経費の1/2以内の額（最大20万円）とし、補助金の額に1,000円未満の端数が生じたとき、その端数は切り捨て。 ※補助金の対象となる経費は、税抜き金額	補助対象経費は設備等の支払日が開業日の6か月前の日より開業日から3か月経過した日までに限り、申請書の提出期限に定めはないが申請から決定まで約2週間程要する。	
		https://www.city.izumiotsu.lg.jp/kakuka/koushitsu/tiikikeizaika/syokou/hoiyokin/inbound.html	インバウンド等受入環境整備補助金	泉大津市内で店舗を有する事業者（転入・第二創業を含む）	事業者におけるインバウンド等の受入体制を強化することにより、市内でのインバウンド等による消費を促進し、更なる地域産業の活性化を図るため、市内事業者等が行うインバウンド受入環境整備事業に対し補助金を交付。※補助金の交付申請前にすでに購入している設備等については、補助金の対象外。 補助対象経費 ・多言語案内整備（看板、チラシ、HP等の整備費用） ・免税店等環境整備（パスポートリーダー、決済端末等の導入費用） ・多言語コミュニケーションツール導入（多言語音声訳機器の導入にかかる費用） ・公衆無線LAN整備事業（Wi-Fi等公衆無線LANの設置費用）	補助額は経費の2/3以内の額（最大20万円）とし、補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨て。	随時	

令和8年度 府内市町村における商業振興施策一覧

	市町村名	ホームページ リンク先URL	事業名	支援先（実施主体）	支援内容		補助率など（補助限度額）	申請書等の提出時期	担当課・ 電話番号
	泉大津市	https://www.city.izumiotsu.lg.jp/kakuka/koushitsu/tiikikeizaika/syokou/professional/index.html	プロフェッショナル人材活用支援事業	市内中小企業	新商品開発や販路開拓、業務改善（DX）などの課題解決に向け、知識と経験を有する副業プロフェッショナル人材の活用を推進するため、人材マッチング支援事業者と連携し、人材の選定、採用、課題解決に至るまで伴走支援をすることで、市内中小企業の生産性の向上を図る。		参加事業者は副業プロフェッショナル人材に対し、3～5万円の報酬、交通費・宿泊費等を実費負担。	今年度の実施内容については、現在調整中	市長公室 地域経済課 TEL:0725-51-7651
		https://www.city.izumiotsu.lg.jp/kakuka/koushitsu/tiikikeizaika/kowanshinko/kigyotittsiensaku/index.html	企業誘致奨励金	・本市臨海エリアにおいて新たに立地や増設する企業	本市産業の振興と雇用機会の拡大を図り、市勢の発展に寄与することを目的としており、本市臨海エリアの指定する区域において、新たに立地や増設する企業に対し奨励金を交付するもの。		【小津島町・新港町・旧港地区】交付対象期間：5年間 ・前年の固定資産税額の土地及び家屋に係る部分の「1/2の額」 【夕風町区域】交付対象期間：5年間 ・最初の3年間：前年の固定資産税額の土地、家屋及び償却資産に係る部分を「全額」 ・残りの2年間：「1/2の額」	新設の場合は、用地の取得若しくは賃貸借契約締結の日又は増設の場合は、増設の完成した日から起算して3月以内	
8	高槻市	－	商業団体振興補助金	高槻市内の商業団体（事業協同組合、事業協同小組合、商店街振興組合、高槻市商業団体連合会、高槻市商店街連合会、高槻市小売市場連合会及びそれに準ずるもの）	組織化、経営の合理化、近代化等商業の振興発展のために、消費者利便を助案しながら、共同して団体の経済事業活動を実施した場合、その事業費の一部を補助する。		1 街なみ整備促進整備事業…20%（1,500万） 2 共同施設設置整備事業…10%（1,000万） 3 組織強化事業…50%（20～300万） ※計量事業のみ90%（35万） 4 情報化システム構築事業…50%（200万） ※法人格の無い任意団体は補助率が半分となる。 ただし、法人格を有する商業団体等で構成された連合会については除く	原則6月末日	産業振興課 TEL:072-674-7411
9	貝塚市	https://www.city.kaizuka.lg.jp/kurashi-navi/shinseisho/shozoku/sogoseisaku/sangyogyo/tyuusouvoukigyoutoukougyousuyoyuukensyutokusokushinhojokin.html	中小企業等産業財産権取得促進補助金	・本市の区域内に主たる事業所を有し、かつ、現に事業を営む中小企業者 ・上記の中小企業者の従業員で、かつ、当該中小企業者の事業活動のために産業財産権を取得したもの	産業財産権を取得した中小企業者等に対し補助金を交付する中小企業支援事業	（補助対象産業財産権の区分） 1 特許法に定める特許権 2 実用新案法に定める実用新案権 3 意匠法に定める意匠権 4 商標法に定める商標権	1 特許権…（20万円） 2 実用新案権…（10万円） 3 意匠権…（5万円） 4 商標権…（5万円） （予算の範囲内） ※同一の者に対し、一の年度内において交付する補助金の合計額は、30万円を上限 ※産業財産権の権利者が複数存在する場合は、一の産業財産権の取得に対する補助金の上限額は上記金額のとおり	産業財産権を取得した日から3か月以内	総合政策部 産業戦略課 TEL：072-433-7193
		https://www.city.kaizuka.lg.jp/kakuka/sogoseisaku/sangyogyo/menu/syohogyosya_nokata/kakusyu_hojokinseido.html	中小企業積極的事業展開促進補助金	・市内に主たる事業所を有する中小企業及び中小企業団体 ・認定特定創業支援等事業に係る証明書の交付を受け、市内において新たに会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1号に規定する会社をいう。）の設立の登記をするもの	積極的な事業展開を実施する中小企業等に対し補助金を交付する中小企業支援事業	（補助対象の区分） 1 販路・需要開拓事業（主要展示会、公設展示場等への展示） 2 支援団体等の所管する支援を活用した事業 3 法人設立登記事業	（補助対象の区分） 1 販路・需要開拓事業（主要展示会、公設展示場等への展示）…1/2（1事業50万円） 2 支援団体等の所管する支援を活用した事業…1/2（1事業100万円） 3 法人設立登記事業…1/1（1事業12万5千円）	2 支援団体等の所管する支援を活用した事業…その交付が決定した日から3か月以内	
		https://www.city.kaizuka.lg.jp/kakuka/sogoseisaku/sangyogyo/topics/jinzaikakuhosienhojo.html	企業人材確保奨学金返還支援補助金	・従業員に対する奨学金返還支援制度を有し、市の補助制度に賛同し、あらかじめ市に登録した市内企業	代理返還制度により従業員の奨学金を返還する市内企業に対し、自社の従業員に対し負担した1年間の代理返還額の一部を補助します。		市内企業が代理返還した額の2/3 各対象従業員につき、10万円（転勤等により同一企業の市外事業所に勤務となった従業員分は、市外勤務期間中は1/3 各対象従業員につき、5万円） 1企業当たり上限額 100万円	1月から2月末まで	
		https://www.city.kaizuka.lg.jp/kakuka/sogoseisaku/sangyogyo/topics/sinnkisienn.html	企業人材確保新規就職者支援補助金	・新規採用した正規雇用従業員に就職一時金を支給する制度を有し、就職一時金の支給について、就業規則等に定めている市内に事業所を有する法人又は個人事業主	正規従業員として新規就職した方に対して、事業所の独自制度として「就職一時金」などの名目で、就職を理由とする支援金を支給された場合に、支給した事業所に対してその支給金額の一部を補助します。		1 市内事業所に新規就職し、就職を理由に市内に転入した正規従業員 補助率1/2 1人あたり上限額5万円 2 市内に居住し、市内事業所に新規就職した正規従業員 補助率3/10 1人あたり上限額3万円 3 市外に居住し、市内事業所に新規就職した正規従業員 補助率1/10 1人あたり上限額1万円	補助金交付算定対象期間の属する年の翌年の2月末まで	

令和8年度 府内市町村における商業振興施策一覧

	市町村名	ホームページ リンク先URL	事業名	支援先（実施主体）	支援内容		補助率など（補助限度額）	申請書等の提出時期	担当課・ 電話番号
	貝塚市	https://www.city.kaizuka.lg.jp/kakuka/sogoseisaku/sangyo/menu/ricchi/kigyoricchi/sokushinsvoreikin.html	企業立地促進奨励金	市内に立地を希望する企業等	事業所用として令和7年4月1日以降に新たに次のいずれか、または両方に該当する企業等に対して、固定資産税・都市計画税・賃借料を対象とする奨励金を交付します。 1 延床面積1,000㎡以上の家屋を取得 2 敷地面積1,000㎡以上の土地を取得または賃借し、当該土地を敷地とする建物を取得		1 家屋 納付した固定資産税及び都市計画税の年税額の1/2（上限100万円） 2 土地 納付した固定資産税及び都市計画税の年税額または借り受けた土地の賃借料の年額の1/2（上限100万円） ※取得または借り受けた土地、取得した家屋が「貝塚市立地適正化計画における都市機能誘導区域」にあり、取得した家屋を誘導施設の用に供する場合は、上記1/2（上限100万円）を2/3（上限130万円）とします。	随時	総合政策部 産業戦略課 TEL：072-433-7193
10	守口市	https://www.city.moriguchi.osaka.jp/kakukanoannai/shiminseikatsubu/chiikishinkoka/sangyoshinkokigyoshien/jigyousyasien/1022.html	商業振興事業支援補助金	・守口市商業連盟 ・商店会、商店街振興組合等 ・小売市場 ・構成店舗が10店舗以上の法人又は非法人組織の個人商店からなる団体及び連合組織 ・市長が特に認める中小事業者の団体 ・市内で卸売業又は小売業を営む中小事業者（ECサイトの新設のみ）	【補助対象事業】 1 イベント：地域住民の参画を得て行う地域のにぎわいの創出又は市内商業の活性化に関する事業 2 商業まつり：守口市商業連盟が、市内における商業の活性化及び市民の消費生活の充実を図るために、市内の各地において、特定の期間に行う事業 3 人材育成事業：経営能力の向上又は魅力ある商店及び商店街の形成のために実施する、中小企業者を対象とする講座又は研修に関する事業 4 情報発信事業：商店街等への来訪者を増加させるために行うインターネット等による情報発信に関する事業 5 産学連携事業：大学その他の教育施設と連携して行う商店街等の活性化に関する事業 6 ECサイトを新しく開設する事業	【補助対象経費】 1～5広告宣伝費、印刷製本費、通信運搬費、会場借上料、レンタル料、講師謝礼金、景品代（金券類を除く。）、保険料、委託料、消耗品費 6 ECサイトの新規開設に要する経費	【補助率（補助限度額）】 1 補助対象経費の50％以内（30万円） 2 補助対象経費の50％以内（100万円） 3 補助対象経費の50％以内（25万円） 4 補助対象経費の50％以内（25万円） 5 補助対象経費の50％以内（25万円） 6 補助対象経費の50％以内（15万円）	事業計画書提出：事業実施前 補助金交付申請：事業実施前	地域振興課 TEL:06 - 6992 - 1490
			商店会等防犯対応設備補助金	・商店会、商店街振興組合等 ・小売市場 ・市長が適当と認める団体	【補助対象経費】 1 防犯対応設備（防犯カメラ及びその付帯設備並びに商店街街路灯（アーケードに付帯する照明設備を除く。））の設置及び商店街街路灯のLED化に要した経費 2 防犯街路灯（商店街街路灯の3/5相当部分・アーケードに付帯する照明設備の1/3相当部分）の電気料金	【補助率（補助限度額）】 1 補助対象経費の20％（60万円） 2 補助対象経費の50％（－）	1.事業計画書届出：事業実施前 補助金交付申請：工事完了年度の翌年度中 2.2月		
	枚方市		商店街等活性化促進事業補助金 1. オンリーワン商店街創造事業	市内に所在する次の団体。 1. 事業協同組合 2. 商店街振興組合 3. 前2号に類する団体で、次に掲げる要件を満たすもの。 ・団体の内規その他規約により代表者の定めがある。 ・総会、役員会等の合議制により自ら意思決定を行っている。 ・設立から原則1年を経過している。 ・補助対象行為を確実に実施できる。 4. 商店街が存する地域において当該商店街等の活性化に資する活動実績を有しており、3に掲げる要件を満たす団体。	1. 中長期的に集客を確保し、商店街等の活性化又は再生を図ることを目的に、次の（1）（2）のどちらかまた両方の事業。 （1）当該商店街等の独自性あるイベントの実施 （2）地域資源の活用や地域課題の解決に資する事業 2. 新たにオンリーワン商店街創造事業に取り組もうとする商店街が、その企画立案を外部に委託した場合に、その委託料に対する支援。	1. 広告宣伝費、当該イベントを開催する会場借上げ費、会場設営費、アルバイト賃金、報償費、委託料、印刷製本費、備品借上げ費、消耗品費、工事費、改修費及び催事に係る保険料（景品購入費、商店街等の関係者に係る飲食費及び模擬店に係る費用を除く）。 2. 補助対象行為に新たに取り組む場合における必要な調査及び企画立案に係る委託料。	1. 1年度目は補助対象経費の1/2以内の額（限度額150万円）、2年度目は補助対象経費の1/2以内の額（限度額100万円）、3年度目は補助対象経費の1/2以内の額（限度額50万円）、4年度目以降は補助対象外。 2. 補助対象経費の1/2（限度額30万円）。	随時	観光にぎわい部 商工振興課 TEL:072-841-1325
			商店街等活性化促進事業補助金 2. 商店街PRソフト事業	市内に所在する次の団体。 1. 事業協同組合 2. 商店街振興組合 3. 前2号に類する団体で、次に掲げる要件を満たすもの。 ・団体の内規その他規約により代表者の定めがある。 ・総会、役員会等の合議制により自ら意思決定を行っている。 ・設立から原則1年を経過している。 ・補助対象行為を確実に実施できる。 4. 商店街が存する地域において当該商店街等の活性化に資する活動実績を有しており、3に掲げる要件を満たす団体。	媒体を用いて商店街の情報を効果的に発信する事業及びそのための情報管理システムの構築等に関する事業。	広告宣伝費、報償費、委託料、印刷製本費、消耗品費（イベント等の告知に係る費用は対象外）。	補助対象経費の1/2（限度額50万円）。		

令和8年度 府内市町村における商業振興施策一覧

	市町村名	ホームページ リンク先URL	事業名	支援先（実施主体）	支援内容		補助率など（補助限度額）	申請書等の提出時期	担当課・ 電話番号
11	枚方市	https://www.city.hirakata.osaka.jp/0000029062.html	商店街等活性化促進事業補助金 3. 共同設備等ハード整備事業	市内に所在する次の団体。 1. 事業協同組合 2. 商店街振興組合 3. 前2号に類する団体で、次に掲げる要件を満たすもの。 ・団体の内規その他規約により代表者の定めがある。 ・総会、役員会等の合議制により自ら意思決定を行っている。 ・設立から原則1年を経過している。 ・補助対象行為を確実に実施できる。	駐車場・駐輪場、街路灯、公衆便所、放送施設、AED（自動体外式除細動器）、防犯カメラ（道路等屋外に設置するもの）、商店街全体をPRするためのたて看板などの看板（道路等屋外に設置するもの）、アーケードに係る設置又は補修等経費。 ただし、共同設備等の敷地の取得、補償、造成及び使用に要する経費を除く。		補助対象経費の総額の1/2以内の額（限度額100万円）。	随時	観光にぎわい部 商工振興課 TEL:072-841-1325
			商店街等活性化促進事業補助金 4. 街路灯電気代補助事業	市内に所在する次の団体。 1. 事業協同組合 2. 商店街振興組合 3. 前2号に類する団体で、次に掲げる要件を満たすもの。 ・団体の内規その他規約により代表者の定めがある。 ・総会、役員会等の合議制により自ら意思決定を行っている。 ・設立から原則1年を経過している。 ・補助対象行為を確実に実施できる。	商店街等の安全・安心の確保のために街路灯を維持管理する事業。	補助対象団体が道路占用許可等を受けている期間のうち、規定による申請の日の属する年度の1月1日が属する年の前年に支払った公衆街路灯の電気料金。	補助対象経費の総額の9/10以内の額。		
			商店街等活性化促進事業補助金 5. 商店街共同活性化事業	市内に所在する次の団体。 1. 事業協同組合 2. 商店街振興組合 3. 前2号に類する団体で、次に掲げる要件を満たすもの。 ・団体の内規その他規約により代表者の定めがある。 ・総会、役員会等の合議制により自ら意思決定を行っている。 ・設立から原則1年を経過している。 ・補助対象行為を確実に実施できる。 4. 商店街が存する地域において当該商店街等の活性化に資する活動実績を有しており、3に掲げる要件を満たす団体。	市内の2以上の商店街（会）や商店街（会）と近接する大型店舗が協働で主催・実施し、新たな企画で行う商店街活性化のイベントに取り組む事業。	広告宣伝費、当該イベントを開催する場合借上げ費、会場設営費、アルバイト賃金、報償費、委託料、印刷製本費、備品借上げ費、消耗品費、工事費、改修費及び催事に係る保険料（景品購入費、商店街等の関係者に係る飲食費及び、模擬店に係る費用を除く）。	3年度目までを補助対象とし、補助対象経費の1/2以内の額（限度額50万円）。		
			商店街等活性化促進事業補助金 6. 「まちづくり」提案型事業	市内に所在する次の団体。 1. 事業協同組合 2. 商店街振興組合 3. 前2号に類する団体で、次に掲げる要件を満たすもの。 ・団体の内規その他規約により代表者の定めがある。 ・総会、役員会等の合議制により自ら意思決定を行っている。 ・設立から原則1年を経過している。 ・補助対象行為を確実に実施できる。 4. 商店街が存する地域において当該商店街等の活性化に資する活動実績を有しており、3に掲げる要件を満たす団体。	空き家・空き店舗等を活用した商店街が主体的に実施する事業。	空き家等に係る賃貸料、通信費、アルバイト賃金、報償費、印刷製本費、備品借上げ費、消耗品費、工事費、改修費、催事に係る保険料、委託料、その他市長が必要と認める経費（景品購入費、商店街等の関係者に係る飲食費及び模擬店に係る費用を除く）。	200万円を限度として、補助対象経費の総額。 ただし工事費及び改修費にあっては、当該補助対象行為に使用する空き家等を改装する経費のうち、60万円を限度とする。		
		－	商業振興事業補助金	市内全域の商業振興に寄与する団体。	市内の商業団体が商業活性化事業及び商店街等を対象とした研修・セミナー等の振興育成事業等を実施した場合に補助金を交付することで、市内の商業の振興を図る。		補助対象経費の1/2（限度額150万円）。		

令和8年度 府内市町村における商業振興施策一覧

	市町村名	ホームページ リンク先URL	事業名	支援先 （実施主体）	支援内容		補助率など （補助限度額）	申請書等の提出時期	担当課・ 電話番号
	茨木市	https://www.city.ibaraki.osaka.jp/kikou/sangyo/shoukou/menu/shokogyo/kyodoshisetsu.html	商店街・小売市場振興事業補助	商店街・小売市場	共同施設関連事業 （商店街等が共同施設を設置する経費の一部を補助）	街路灯、アーケード、空き店舗改装事業	補助対象経費の50％以内（上限1団体1,500万円）	随時	産業振興課 TEL:072-620-1620
						駐車（輪）場（無料使用できるもの）、アーチ（道路をまたいで上部で接続されているもの）、小売市場改装（全面改装、統一看板等）	補助対象経費の25％以内（上限1団体1,500万円）		
						防犯・防災設備（防犯カメラ等）	補助対象経費の50％以内（上限1団体300万円）		
						情報化事業（情報システムの構築等）、魅力・機能向上事業（休憩所、コミュニティ関連施設等）	補助対象経費の25％以内（上限1団体300万円）		
		商店街・小売市場	共同運営事業 （商店街等が行う共同事業の経費を一部補助）	活性化計画策定事業 （活性化を図る行動計画の策定、事業の計画等）	補助対象経費の50％以内（上限1団体200万円）	随時			
				地域生活支援事業 （地域の生活支援、課題解決及び魅力向上につながる事業の実施）	補助対象経費の50％以内（上限1団体100万円） ※物件賃借料にかかる補助は2年間まで				
				駐車（輪）場借上事業 （一般顧客が無料利用できるもの）	補助対象経費の25％以内（上限1団体50万円）				
商店街・小売市場・商店街又は小売市場の連合体	イベント等事業 （商店街等が行うイベント等事業の経費を一部補助）	商店街活性化事業 （お祭り等のイベントや商店街のPRにつながる事業等）	補助対象経費の50％以内（上限1事業50万円） ※1 商店街等の連合体の場合 50万円×団体数 ※2 1つの商店街が複数の事業を実施する場合 1年度につき100万円	随時					
https://www.city.ibaraki.osaka.jp/kikou/sangyo/shoukou/menu/shokogyo/1428997333269.html	商店街街路灯維持管理事業補助	商店街	下記のいずれにも該当する街路灯及びアーケードの照明の電気料金（1月から12月までの支払い）の一部を補助。 ただし、 1 商店街等の区域内に設置され、通行の安全及び犯罪の防止に資するもの 2 商店街等の責任において適切に維持管理されているもの 3 商店街等がその電気料金を負担しているもの		補助対象経費の1/2（上限1 団体100万円）	随時			
http://www.city.ibaraki.osaka.jp/kikou/sangyo/shoukou/menu/kigyoshien/jinzai.html	中小企業人材育成支援事業補助	市内に事業所を有する中小企業者	中小企業が実施する、下記に該当する人材育成及び人材確保に係る経費を一部補助。 1 研修の受講 役員又は従業員が外部で受講する、下記の内容の研修の受講料（研修内容）経営、企画、財務、販売促進、生産管理、技術力向上、組織力向上 2 自社で企画・実施する研修に要する費用のうち、下記に該当するもの（対象経費）講師謝礼、会場・機材借上料、教材費 ※新人研修は対象外 3 副業人材等の活用 副業人材の活用にかかる経費のうち、次に該当するもの（国の地方創生施策を活用し、人材紹介事業者が紹介したものに限る） ・人材紹介事業者への手数料等 ・副業人材等への業務委託費		補助対象経費の1/2（上限1 企業10万円）	随時			
https://www.city.ibaraki.osaka.jp/kikou/sangyo/shoukou/menu/shokoshinko/jigyosho/kouritenpo.html	小売店舗改築（改装）事業補助	1 市内で小売業・飲食店・理美容業・施術業を営んでおり、改築工事を行う建物において5年以上事業を営んでいる事業者（市外に本社もしくは本店を有する法人を除く） 2 商店街・中心市街地において、飲食店または小売業への業種・業態転換、新規分野進出又は新店舗出店のため、改築工事を行う事業者	左記のいずれかに該当する方に、店舗の改築又は改装の経費の一部を補助。（新築工事、備品等は補助対象外）		補助対象経費の1/2（上限50万円）	随時			

令和8年度 府内市町村における商業振興施策一覧

	市町村名	ホームページ リンク先URL	事業名	支援先 （実施主体）	支援内容	補助率など （補助限度額）	申請書等の提出時期	担当課・ 電話番号
12	茨木市	https://www.city.ibaraki.osaka.jp/kikou/sangyo/shoukou/menu/shokoshinko/kigyosogvosokushin.html	創業促進事業補助	1 事業を営んでいない個人が、個人又は新たに設立した中小企業の会社で創業しようとするもの。 2 創業後5年を経過しないもの ※他の者から同一の事業を継承するものは除く。	市内で営利を目的とする事業を創業する方に、それぞれ以下の経費の一部を補助。 左記1または2に該当する方が、初めて店舗等を開設する場合 テナントの賃借料、改装工事費（新築工事、備品等は補助対象外）	【改装工事費】 補助対象経費の1/2 （上限50万円） 【家賃】 補助対象経費の1/2 （6 か月分、ただし中心市街地・商店街に出店する飲食・小売業については1 2 か月分） （上限 月額5 万円）	随時	産業振興課 TEL:072-620-1620
		https://www.city.ibaraki.osaka.jp/kikou/sangyo/shoukou/menu/actionplan/hojokin2.html	産業活性化プロジェクト促進事業補助	①認知度向上事業 ・2人以上の市内事業者を含む、5人以上の団体（定款、規則、会則等による運営がなされている団体） ・市内で事業を営む中小企業者（個人事業主、法人） ②ふるさと納税返礼品・新商品企画開発支援事業 ・市内に本店、支店、事業所または自社の工場や作業場、農園等のいずれかを有するもの ・市税の滞納がないこと	市内産業の振興と地域の活性化を目的とした、下記に該当する事業に対して、事業に要する経費の一部を補助。 ①認知度向上事業 市内の企業や商品等の認知度を高め、販売促進につながる事業 ※ 特定の事業者の利益の増進に限定される事業でないこと ②ふるさと納税返礼品・新商品企画開発支援事業 ふるさと納税返礼品等の開発・改良等に係る事業	次に掲げる額のうち、いずれか少ない額を上限として、その範囲内 ①補助対象経費の1/2 ②補助対象経費の合計額から、事業の実施に伴い発生する収入を減じた額 ③50万円	指定する期日	
		http://www.city.ibaraki.osaka.jp/kikou/sangyo/shoukou/menu/kigyoshien/sanngakurenkei/1475815238586.html	産学連携スタートアップ支援事業	市内に事業所又は研究所を有し、1年以上同一事業を営む中小企業者（個人事業者含む・みなし大企業は除く）及び中小企業団体	市内事業者の技術開発力の向上や製品の高付加価値化を目的として、産学連携により実施する地域産業の振興に資すると認められる事業に対して、研究開発等に必要な経費の一部を補助。	補助率は、補助対象経費の合計の1/2 上限額は以下のとおり 1 連携する大学が市内大学の場合…500万円 2 連携する大学が1以外の場合…300万円 ただし、同一の支援事業の交付回数は、1年度に1回で3か年が限度、補助金の合計額は1,000万円まで	指定する期日 （令和8年度実施事業:令和9年3月）	
		https://www.city.ibaraki.osaka.jp/kikou/sangyo/shoukou/menu/yushiassen/shinovyoshoho.html	中小企業融資信用保証料補助	市内の事業所に係る事業資金として600万円以下 の下記融資を受けた事業者 1 茨木市中小企業振興資金（茨木市） 2 茨木市中小企業設備投資応援資金（茨木市） 3 小規模企業サポート資金（大阪府） 4 開業・スタートアップ応援資金（大阪府） 5 経営安定サポート資金（大阪府） 6 経営改善サポート資金（大阪府）	左記に該当する方に対し、保証協会に支払った信用保証料の全額又は一部を補助。	保証料率1％相当分（保証料率1％未満の場合は、当該保証料）	随時 （融資日から3か月以内に申請の必要あり）	
		https://www.city.ibaraki.osaka.jp/kikou/sangyo/shoukou/menu/yushiassen/42221.html	創業支援利子補給制度	次のすべての該当する方 1 特定創業支援事業に係る市の証明を受けた方 2 1の交付後、令和9年3月31日までに利子補給対象融資の実行を受けた方 3 創業して5年を経過するまでに利子補給対象融資の実行を受けた方 4 借入金を市内の事業所の運転資金または設備資金にあてる方 5 申請時点で市内に事業所を有し、かつ市内で事業継続の意思がある方 6 市税を滞納していない方	左記のすべてに該当する方に対し、支払い済みの利子の一部を補助。 証明書の発行日以降、最初の補給対象融資の実行日から3年。	支払った利子のうち1％相当分 限度額：各年度10万円 合計30万円（一つの融資あたり）	毎年1月～12月の返済実績に基づき、翌年1月に申請	

令和8年度 府内市町村における商業振興施策一覧

	市町村名	ホームページ リンク先URL	事業名	支援先（実施主体）	支援内容		補助率など（補助限度額）	申請書等の提出時期	担当課・ 電話番号
13	八尾市	https://www.city.yao.osaka.jp/sangvou_business/sangyoushinkou_kigyoushien/1011992/1011997.html	地域商業にぎわい創出事業 1 八尾市地域商業活性化事業補助金 2 商業共同施設設置補助金 3 八尾市商店街街路灯電気料金補助金	1 事業協同組合 2 商店街振興組合 3 上記に準ずるもので市長が適当と認める団体	住民福祉の向上に寄与するとともに、市内商業の振興や商店街等の活性化を図ることを目的に、商業団体等が行う事業や商業共同施設等の設置、維持管理する街路灯の電気代に対し補助金を交付する。		①市が認めるビジョン・プラン書に基づき実施する事業は、補助率2/3以内または1/2以内（補助上限額100万円または80万円）、その他の事業は、補助率1/2以内（補助上限額50万円）。 ビジョン・プラン書作りに必要となる、住民のニーズ調査等に係る費用(補助上限額10万円) ②設置経費の30％以内（上限500万円） （ただし補助率は施設の種類によって異なる） ③補助率1/2以内（上限15万5,000円）	①、②前年10月末までに、エントリーシートまたは計画書を提出。 事業実施までに申請書を提出 ③1月1日から1月31日までに、申請書を提出	魅力創造部 産業政策課 TEL:072-924-9356
		https://www.city.yao.osaka.jp/sangyou_business/sangyoushinkou_kigyoushien/1011992/1011998.html							
		https://www.city.yao.osaka.jp/sangyou_business/sangyoushinkou_kigyoushien/1011992/1011996.html							
		－	ベンチャーエコシステム創出事業 創業支援事業（八尾あきんど起業塾）	創業希望者	八尾市内で店舗をはじめたいと考えている人や新たに商店をはじめの人を対象に、起業のノウハウや経営に必要な知識・経験等の習得、開業前の店舗レイアウト等のアドバイスから開業直後期のサポートを行う。		受講者の自己負担あり	令和8年7月頃から受講生募集予定	
		http://www.on-do.net	産業ブランディング事業 （八尾あきんどOn-Doネット）	市内事業者及び商業団体	八尾市が運営するホームページ上及び個店情報（店舗基本情報・特典情報、逸品紹介など）や地域商業団体情報（イベント情報、地域貢献活動の紹介）の発信をし、事業者・消費者間のネットワーク形成や地域商業振興を支援する。		HPへの掲載は無料（条件あり）	掲載申し込みは随時 （令和8年7月で終了）	
14	泉佐野市	－	産業経済振興事業補助金	1 泉佐野商工会議所 2 泉佐野商業会連合 3 大阪タオル振興協議会 4 その他市長が認める団体	1 中小企業者の経営の安定及び振興に関する事業 2 地場産業及び商店街の活性化に関する事業 3 業界の組織化、情報提供等の振興に関する事業 4 産業、特産品の宣伝に関する事業 5 業界が必要とする労働力の確保並びに雇用の安定、開発に関する事業 6 その他本市における経済活動の安定、推進を図るうえで有益であると市長が認める事業		・補助対象経費の1/2以内	随時	まちの活性課 TEL:072-469-3131
	富田林市	－	富田林市商業活性化総合支援事業補助金（商店街の魅力を向上させる事業）	1 法人又は非法人組織の商店会及びその連合組織 2 法人又は非法人組織の小売市場 3 商工会 4 その他市長が適当と認める団体	1 まちの安全・安心に資する事業 2 イメージアップを図り集客力を高めることに資する事業 3 娯楽的催し物及び地域のPR的催し物で地域の活性化に資する事業 4 地域住民の交流を深めることに資する事業 5 地域の伝統文化を活用し、地域文化への理解を深めることに資する事業 6 その他社会的ニーズが高い事業	（補助対象経費） 謝金・会場借上料・通信運搬・資料作成・広告宣伝費・消耗品費・機器借上料・雑役務費・委託料など	・補助限度額:20万円 ・補助率:補助対象経費の1/2	随時	産業部 商工観光課 TEL 0721-25-1000
		－	空き店舗活用支援事業補助金	市内で新たに事業を行う事業者又は創業者	空き店舗を活用し、市内で新たに事業を行う際に係る店舗等改装費の一部を補助		・補助限度額20万円但し新規創業者で市内商店会に加入する者は50万円 ・補助率:補助対象経費の1/2	随時	

令和8年度 府内市町村における商業振興施策一覧

	市町村名	ホームページ リンク先URL	事業名	支援先 （実施主体）	支援内容		補助率など （補助限度額）	申請書等の提出時期	担当課・ 電話番号
15	富田林市	—	富田林市商業共同施設設置補助金		共同で環境整備のため設置する事業に対し、補助を行う。共同施設とは、アーチ、アーケード、冷房装置、防犯カメラ及びその他の防犯設備、その他の設備をいう。また、補助対象経費には、リースによる設置も含む。（リース契約をした属する年度から5年以内の各年度に要した経費）		・補助限度額:100万円 ・補助率:補助対象経費の2/3 街路灯、防犯カメラ及びその他の防犯設備 ・補助率:補助対象経費の1/3 アーチ、アーケード、冷房装置、その他の設備	随時	産業部 商工観光課 TEL 0721-25-1000
		—	富田林市創業支援補助金	市内創業者	市内で新たに創業する際に係る経費の一部を補助		①店舗等改装費 ・補助限度額：300千円 ・補助率：対象経費の1/2 ②広告宣伝費 ・補助限度額：100千円 ・補助率：対象経費の1/2 ※いずれか1回まで	随時	
		—	富田林市創業支援融資利子補給金	市内創業者	市内で新たに創業または創業後2年未満で日本政策金融公庫の創業に係る融資を受けられた方に対して、利子額の一部を補給		・補助限度額：50千円 ・補助率：1/2	随時	
		—	富田林市小規模企業融資保証料等補給金	市内事業者	富田林市小規模企業融資を利用した方へ、融資に必要な信用保証料および利子額の一部を補給		・補助率 利子：1/2 信用保証料：1/2	随時	
		—	富田林市開業資金融資信用保証料補給金	市内事業者	開業資金融資を利用した方へ、融資に必要な信用保証料の一部を補給		・補助限度額：20万円 ・補助率：1/2	随時	
16	寝屋川市	—	商業活性化総合支援補助金	・商店街 ・商業者団体 等	1 商店街等の売上及び来街者の増加に資する事業 2 実施地域の複数の商業者が参画する実行委員会で行われる商業の活性化に資する事業 3 街路灯、防犯設備等商店街の安全機能を高める施設の新設事業 4 街路灯の維持管理事業 5 商業者団体が商店街等で設置するコミュニティー施設の設置事業	1・2 謝礼金、企画・デザイン料、消耗品・備品費、ちらしの作成に係る費用、リース料、会場費、イベント等に係る出演料、事業に係る保険料その他事業の実施に必要と認められる経費 3 整備事業に係る工事費 4 商店街の街路灯の使用に係る電気料金 5 補助対象事業に係る店舗改装等に要する工事費	1 補助対象経費の1/2（補助限度額：規模に応じて、10万円・30万円・60万円） 2 補助対象経費の1/2（補助限度額：50万円） 3 補助対象経費の1/4（補助限度額：500万円） 4 補助対象経費の10/10。街路灯の維持管理費にあつては、LED 1 基に対して3,000円、水銀灯 1 基に対して4,000円。（LED と水銀灯の和） 5 補助対象経費1/2（補助限度額：50万円）	市長が指定する期日まで	都市デザイン部都市一課（総合戦略・産業立地） TEL：072-825-2409（直通）
		—	市場・商店街等専門家派遣セミナー	・商店街 ・商業者団体 等	商店街等からの要望により、経営支援アドバイザー等を派遣し、セミナーの開催を通じて商店街全体や各店舗の経営改善の助言を行うとともに、商店街の組織力強化、販売促進に資する指導等を実施する。		—	随時	

令和8年度 府内市町村における商業振興施策一覧

	市町村名	ホームページ リンク先URL	事業名	支援先（実施主体）	支援内容		補助率など（補助限度額）	申請書等の提出時期	担当課・ 電話番号
	寝屋川市	https://www.city.neyagawa.osaka.jp/organization_list/toshidesign/toshiikka/sougyoushien/26663.html	創業・商店街等出店応援事業補助金	・新規創業者 ・商店街等出店希望者	市内で創業又は商店街等へ出店を行う者に対し、地域経済の活性化を促進し、もって寝屋川市の産業振興に資することを目的とし、補助金を交付する。	<補助対象経費> 1 市内の事業所の開設に係る外装工事・内装工事費用（事業所が住居を兼ねている場合にあっては、事業所専有部分に限る。） 2 市内の事業所に設置する事業に必要な耐用年数1年以上かつ取得金額が税込み10万円以上の設備・備品の購入費用（パソコン、プリンタ、各種ソフトウェア、タブレット端末、スマートフォン、デジタル複合機、家具等の汎用性があり、目的外使用になり得るもの、消耗品、中古品、オークションでの購入品は除く。） 3 チラシ、ホームページの作成費用等事業の販路開拓に係る経費	【通常枠】 補助対象経費の1/2（補助限度額：20万円） 【空き物件活用枠】【移住枠】【若者枠】 補助対象経費の1/2（補助限度額：50万円）	市長が指定する期日まで	都市デザイン部都市一課（総合戦略・産業立地） Tel：072-828-0751
17	河内長野市	－	地域商業活性化事業	河内長野市商店連合会	市内の中小小売商業団体が、その発展向上を図るため、以下の各種事業を実施した場合、予算の範囲内において、その事業費の一部を補助することにより、本市の商業の発展を図る。 1 市内の商店及び商店会の事業活動の振興と消費者ニーズの促進に資する事業で市長が適当と認める事業 2 環境・リサイクル活動、社会福祉活動、防犯活動等、安心・安全で活気ある地域づくりを推進するための事業で市長が適当と認める事業 3 経営の改善・向上に役立つ調査、研究又は、研修事業で市長が適当と認める事業	補助対象経費の50％以内（予算を上限とする）	6月1日から6月30日まで	産業観光課 TEL:0721-53-1111 （内線477）	
		－	中小企業者経営基盤支援事業	市内事業者	市内中小企業者等の経営基盤の強化や技術力の向上を図り、市内産業の発展を図る。 (1)人材育成支援 役員や従業員が国家資格等を取得する際に要した費用の一部に対し補助金を交付	補助対象経費の1/2 10万円が上限	別に定める		
		http://www.ksai.or.jp/kigyo	創業支援事業	・起業前の市民 ・起業後5年以内の市内事業者	セミナーや個別相談の実施により、創業や創業後の経営に必要なノウハウの習得をサポート	セミナー、個別相談は無料で受講可能	別に定める		
		－	起業家支援事業補助金	・起業前の市民 ・起業後1年以内の市内事業者	市内産業の振興に繋がる起業促進を図るため、特定創業支援を受けた左記の者に対し、以下の補助金を交付 (1)広告宣伝費	補助対象経費の1/2 上限5万円	別に定める		
		－	中小企業事業資金利子補給金	市内事業者	(株)日本政策金融公庫の一部融資を利用する市内中小企業者に対して、返済利子の半額を補給することにより市内産業の発展を図る。	返済済利子の1/2 上限5万円	別に定める		
		－	施設整備事業補助金	市内事業者	市内事業者が、事業所見学受入体制の整備等のため、当該事業所を公開するための事業に係る資料の作成、設備の設置、工事を行うこと等に要する経費に対し補助金を交付する。	補助対象経費の1/2 上限10万円	別に定める		

令和8年度 府内市町村における商業振興施策一覧

	市町村名	ホームページ リンク先URL	事業名	支援先（実施主体）	支援内容	補助率など（補助限度額）	申請書等の提出時期	担当課・ 電話番号
18	松原市	－	地域商業活性化事業	商店会等	中小小売商業団体の組織の活性化、消費者に対するサービスの向上、地元小売商店の必要性をアピールするための共同イベントの開催や経営・店作りの研究・研修会等の各種事業を開催した場合にその事業費の一部を負担する。	補助率：1/2 補助限度額：70万円 （一団体につき一年内100万円まで）	補助対象事業の実施日の7日前まで	産業振興課 TEL:072-337-3112
		－	商店街電灯維持管理事業	商店会等	防犯対策の機能を有する商店街電灯の効率的な運用を図るため、商店街電灯の維持管理費用に対してその全額を負担する。	補助率：全額	4月分から9月分は10月31日まで 10月分から3月分は3月31日まで	
		－	商店街防犯カメラ維持管理事業	商店会等	防犯対策の機能を有する商店街防犯カメラの効率的な運用を図るため、商店街防犯カメラの維持管理費用に対してその全額を負担する。	補助率：全額	4月分から9月分は10月31日まで 10月分から3月分は3月31日まで	
		－	意欲ある事業者経営支援事業	市内事業者	市内事業者の臨時展示場及び常設展示場への出展に対し、出展料の一部を負担する。	臨時展示場：補助率1/3 常設展示場：補助率1/2 大規模商業施設内の臨時展示場：補助率1/2または2/3 補助限度額：1事業につき5万円または10万円、1団体につき年度内20万円まで	別に定める	
		－	小規模事業経営支援事業	松原商工会議所	商工会議所が実施する小規模事業者の経営又は技術改善・発達のための事業に対して事業費の一部を負担する。	補助率：1/2（上限700万円）	別に定める	
		－	商店街活性化商業基盤施設整備事業	商店会等	商店街が地域の特性をいかしつつ、商店街の魅力を向上させるために設置する公共的共同施設の整備に対し、その施設費もしくは工事費の一部を負担する。	補助率：3/4（上限7,500万円）	別に定める	
		－	松原市まちなか活性化支援事業	松原商工会議所・商店会等	まちなかの抱えるさまざまな課題解決に向けて、松原商工会議所や商店会等が住民などを巻き込んで民間主導による実現可能性の高い取り組みを継続して行うきっかけづくりを実施した場合に、その事業費の一部を負担する。	1年目 補助率：10/10 2年目以降 補助率：3/4 （上限400万円）	別に定める	
		－	商店街等防犯対応設備設置事業	商店会等	商店街や地域の防犯を図るために設置する防犯対応設備（防犯カメラ等）の整備に対し、その物件費や工事費の一部を負担する。	補助率：3/4（上限500万円）	別に定める	
		－	中小企業融資信用保証料補給金	市内事業者	松原市小規模事業者融資を利用した事業者に対して、融資に必要な信用保証料を補給する。	補助率：全額	別に定める	
		－	中小企業融資利子補給金	市内事業者	松原市小規模事業者融資を利用し、約定どおり完済した事業者に対して、利子の一部を補給する。	補助率：1/2	別に定める	
		－	中小企業融資利子補給金	市内事業者	株式会社日本政策金融公庫が行う小規模事業者経営改善資金の融資（マル経融資）を利用し、約定どおり返済した事業者に対して、利子の一部を補給する。	補助率：1/2（上限5万円/年） （補助期間36か月間）	別に定める	
		－	商店街空き店舗創業等支援事業	・創業者 ・坪月商30万円以上の飲食店を営む既存事業者	市内商店街の区域に所在する空き店舗を活用して店舗を開設する創業者等に対し、空き店舗を活用して営業を開始するために必要な改修費等の経費の一部を支援する。	【創業者】 ・賃料 補助率：1/2（上限5万円/月） （補助期間24か月間） ・改装費等 補助率：1/2（上限50万円） 【既存事業者】 ・改装費等 （基準額）補助率：1/4（上限250万円） （加算額）補助率：1/4（上限250万円）	別に定める	

令和8年度 府内市町村における商業振興施策一覧

	市町村名	ホームページ リンク先URL	事業名	支援先（実施主体）	支援内容		補助率など（補助限度額）	申請書等の提出時期	担当課・ 電話番号
	松原市	－	地域一体型オープンファクトリー推進事業	市内に事業所を有するものづくり事業者	地域一体型オープンファクトリーに参加するために主催者（実施団体）へ支払う参加料や、工場内に見学者を受け入れるための環境整備費等の一部を補助する。		補助率：1/3（上限5万円）	別に定める	産業振興課 TEL:072-337-3112
		－	中小企業奨学金返還支援事業	市内事業者	奨学金の代理返還や奨学金を手当等で支給することで、従業員の奨学金の返還を支援する中小企業に対し、従業員に支援した経費の一部を補助する。		補助率：1/2（従業員1人あたり上限1万円/月） （補助期間最大3年間）	別に定める	
		－	松原市スタートアップ・ベンチャー等支援事業	事業者	松原市に新たにスモールオフィス、コワーキングスペース等のインキュベーション施設を開設する事業者に対し、施設の開設にかかる経費、賃借料、人材招聘費、プロモーション経費等の一部を支援する。		・改装費等 補助率：1/2（上限300万円） ・賃借料人材招聘費、プロモーション経費等 補助率：1/2（300万円か改装費等の補助額を除いた額） （補助機関6か月間）	別に定める	
19	大東市	－	中小企業人材育成支援補助金	市内事業者	大学や公的機関等が実施する人材スキルアップを目的とした各種研修を受講した事業者に対し、研修受講料の一部を補助する。		支払った受講料（教材費を含む）の1/2以内（1人あたり上限3万円）	随時	産業・文化部 産業経済室 TEL:072-870-4013
		－	商業支援事業	大東まちゼミの会	大東まちゼミのチラシを広報誌と同時配送する。		－	不要	
		－	事業資金融資信用保証料補給金	市内事業者	大阪府が実施する小規模企業サポート資金融資、または開業サポート資金融資を受けた際に支払う信用保証料に対して補助を行う		支払った保証料の1/2（上限5万円）	随時	
		－	大東ビジネス創造センター D-Biz 相談支援	市内事業者・創業希望者	市内事業者や創業希望者に対し、「売上向上」「創業促進」につながる相談支援を行う。		－	随時	
		－	夢をかなえる起業応援補助事業	創業希望者	市内で創業する者に対して、補助を行う		創業補助金 1 件100,000円	随時	
		－	商店街防犯街路灯電気代補助金	商店街振興組合	市の商業振興並びに防犯及び交通安全に寄与する商店街等街路灯の電気料金に対し補助する。		支払った電気代1/1	市長が指定する期日	
		－	大東市商業連合補助金	大東市商業連合会	市内における小売事業者の健全な発展を図るため、大東市商業連合会の運営に対し補助する。		－	市長が指定する期日	
		－	大東市商店街等共同施設整備事業補助金	商店議振興組合 事業協同組合	本市の商業基盤を強化し、商店街の活性化を促進するため共同施設を設置する経費の一部を補助する。	共同施設 （1）アーケード （2）カラー舗装 （3）自転車置場 （4）駐車場 （5）教養文化施設 （6）スポーツ施設 （7）新規開業むけ貸店舗 （8）その他、商店街及び商業集積の機能を高め、一般公衆の利便に寄与する施設	施設、設備等の建設若しくは取得に要する経費（施設の敷地となる土地の取得、使用、造成及び補償に要する経費は除く。）又は修繕料（消費税は除く。）の15%（上限300万円）	随時	
	和泉市	－	商店街活性化事業補助金	和泉市商店連合会	商店街等各種団体が商店街等の活性化を促進する事業（商店街基盤強化事業、商店街魅力創出事業）を実施した場合、事業経費の一部を補助することにより、商店街及び商業団体の振興及び活性化を図ります。		・商店街基盤強化事業→事業費の2/3以内 ・商店街魅力創出事業→10割補助	市長が指定する期日	環境産業部 産業振興室 商工来訪促進担当 TEL:0725-99-8123
		https://www.city.osaka-izumi.lg.jp/kakukano/sangvoubu/sangvosinkositu/syoutukoukanko/gyoumu/sougyou-sienn/1560920544696.html	創業等支援補助金	市内において新たに事業を始める事業者	市内において新たに事業を始める事業者に対し、創業に必要な経費の一部について補助金を交付することにより、創業を支援し、もって市内経済の活性化を図ることを目的とします。 補助対象者の要件として、創業支援等事業計画における特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明を受けている又は当該補助金の実績報告日までに当該証明を受ける必要があります。		①改装に要した経費の1/2以内 ②広告宣伝費に要した経費の1/2以内 ③月額家賃の1/2以内 ※①、②と③を合計して補助限度額 3 0 万円	市長が指定する期日	

令和8年度 府内市町村における商業振興施策一覧

	市町村名	ホームページ リンク先URL	事業名	支援先（実施主体）	支援内容	補助率など（補助限度額）	申請書等の提出時期	担当課・ 電話番号
21	箕面市	https://www.city.minoh.lg.jp/syoukou/syoukouhojokin.html	商工業振興補助事業	・箕面商工会議所 ・市内の商店街及びその連合会 ・市内の小売市場及びその連合会 ・その他市長が適当と認める団体	商店街の活性化に資する国、府、公益的法人等からの補助金の交付を受けて行う事業のうち、市長が認める事業	事業費から当該補助金の額を差し引いた額の75%以内の額	市長が指定する期日まで	地域創造部 箕面営業室 TEL:072-724-6727
		https://www.city.minoh.lg.jp/jigyoushoukou/6709.html	商工業振興補助事業（商業活性化事業）	箕面商工会議所	箕面商工会議所が行う周辺の商業環境の変化に対応するための事業（箕面山七日市やまちゼミ等）運営に要する経費のうち、市長が適当と認めるもの	経費の65%以内の額	市長が指定する期日まで	
		https://www.city.minoh.lg.jp/syoukou/zerochoouen.html	創業支援事業	箕面商工会議所	市内でスタートアップに取組む創業者や、生産性・付加価値向上に取組む小規模事業者を支援するため、箕面商工会議所が実施する「みのおゼロイチ応援プロジェクト」に対して市が補助。箕面商工会議所は創業者等に対し、補助金の交付と経営の伴走支援とあわせた支援を実施。	・箕面商工会議所が交付する創業者等への補助金は2/3以内 上限30万円以内 ・市は箕面商工会議所が要した経費の10分の10の額を補助	6月中旬～7月中旬を予定	
22	柏原市	https://www.city.kashiwara.lg.jp/docs/2022060700049/	新規出店促進事業者補助金	柏原市において、空き家又は空き店舗（賃借物件に限る。）を活用し、小売業等の出店を行った者で、市が定める要件に該当する者	店舗改装費（内装工事費、外装工事費、給排水工事、電気工事等に係る経費）	補助対象経費の1/2以内（上限10万円）	随時	市民部 産業振興課 TEL:072-972-1554
		https://www.city.kashiwara.lg.jp/docs/2026033100102/	企業立地促進奨励金	市内に立地及び償却資産を購入する企業等	事業所用として令和8年4月1日以降に新たに次のいずれか、または両方に該当する企業等に対して、固定資産税・都市計画税を対象とする奨励金を交付する。 1 延床面積1,000㎡以上の家屋を取得 2 償却資産を新たに取得 大企業者は2億円以上、中小企業者は3,000万円以上	1 家屋 納付した固定資産税及び都市計画税の年税額の1/3 2 償却資産 納付した固定資産税及び都市計画税の年税額の1/3（上限100万円） ※年2%以上の賃上げ実施企業は、上記1/3を1/2とする。	随時	市民部 産業振興課 TEL:072-972-1555
23	羽曳野市	－	羽曳野市商工会補助金	羽曳野市商工会	羽曳野市商工会が行う商工業振興事業（商工業の経営改善普及事業又は一般事業等を行う事業者に対し助言又は指導を行う等）に対する補助金の交付する	補助限度額11,000千円	当該年度12月15日まで	経済労働課 TEL:072-947-3726
		https://www.city.habikino.lg.jp/soshiki/shiminjinken/keizairoudou/syoko/205.html	羽曳野市小企業事業資金融資信用保証料補給金	市内事業者	羽曳野市小規模企業融資を利用し完済した方へ、融資に必要な信用保証料の半額を補給	・補助率 信用保証料：半額	完済後1年以内	
		https://www.city.habikino.lg.jp/soshiki/shiminjinken/keizairoudou/syoko/8534.html	羽曳野市地域活性創業支援補助金	市内での創業予定者	創業時における①設備費用及び②店舗改装にかかる費用の一部を補助	①補助対象経費の1/2以内 ②補助対象経費の1/2以内 ※①と②の合算した額の上限は20万円	当該年度2月末日まで	
		－	地域商業振興事業	商店会・商店街振興組合・商店会連合会	【催事業】 地域住民のふれあいの場を創出する事業に支援	事業に要する経費の20％・千円止め （1団体上限20万円）	当該年度12月15日まで	
					【施設及び設備設置事業】 街路灯など施設の設置や修繕に対して支援	事業に要する経費の10％・千円止め （1団体上限200万円）		
					【活性化及び近代化事業】 キャッシュレス化や活性化を図るための計画策定、販売促進事業に対する支援	事業に要する経費の10％・千円止め （1団体上限100万円）		
－	地域商業振興事業（商店街街灯電気代補助事業）	商店会・商店街振興組合	街路灯の電気料金に対する補助	商店街（会）街灯に要した電気代の50%以内 （1団体上限50万円）	当該年度2月15日まで			

令和8年度 府内市町村における商業振興施策一覧

	市町村名	ホームページ リンク先URL	事業名	支援先（実施主体）	支援内容		補助率など（補助限度額）	申請書等の提出時期	担当課・ 電話番号
24	門真市	https://www.city.kadoma.osaka.jp/machizukuri_rodo/shogyo/5094.html	商業振興対策事業補助金 ①研修及び講習会事業	・商店街及びその連合組織 ・小売市場及びその連合組織 ・個人商店からなる団体及びその連合組織	商業団体が開催する研修及び講習会の講師謝礼金並びに公的機関が開催する研修会の負担金	事業に要した経費（予算の範囲内において交付）	50％以内（1商業団体当たり年5万円）	事業実施前	市民文化部 産業振興課 TEL:06-6902-5966
			商業振興対策事業補助金 ②商業活性化事業		商業団体が主催する活性化事業 【イベント等】 地域催し物 ・文化的催し物（コンサート、絵画展、習字展など） ・教育的催し物（ふれあい学習など） ・地域PR的催し物（イルミネーション、商業マップなど） ・その他市長が適当と認める催物 【商品開発】 ・商業団体が特に重点を置く商品の開発		50％（イベントの開催については、1商業団体当たり30万円（他の商業団体と連携して実施する場合は、60万円）。商品開発については、1商業団体当たり20万円。ただし、申請は1会計年度当たり1回限りとする。）		
			商業振興対策事業補助金 ③共同施設整備事業		商業団体が次に掲げる商業共同施設を整備した場合 ・街路灯・アーチ・アーケード・冷房装置・カラー舗装 ・防災施設・駐車場・コミュニティ関連施設など ・その他市長が適当と認める施設		事業費の20％以内（1商業団体年100万円）		
	摂津市	https://www.city.settsu.osaka.jp/soshiki/seikatukannkyou/sangvouchinkouka/shoukougyou/kigyouiigvouchoshien/hojokinjoseiseido/23252.html	商工業活性化対策補助事業	・摂津市商工会及びその加盟団体 ・商店街振興組合及び事業協同組合 ・商店連合会及びその加盟団体 ・その他市長が必要と認める団体	施設整備事業＜ハード事業＞ ①共同施設設置事業 商業集積地の活性化や安全安心に資する共同施設 ②街路灯維持管理事業 商店街の街路灯の電気料金		-	-	生活環境部 産業振興課 商工労政係 TEL:06-6383-1362
		-			活性化支援事業＜ソフト事業＞ ①イベント開催事業 地域住民などの交流を通じて市内の商工業活性化を図る事業、高校や大学等の教育機関と連携し地域の活性化を図る事業、まちの安全・安心に資する事業 ②空き店舗等活用促進事業 商店街が空き店舗を借り上げ、教養文化施設、スポーツ施設、駐輪場、魅力を高める店舗、不足している業種店舗など定着が見込める施設を誘導し、地域の活性化につなげるもの ③活性化計画策定事業 商店街等の活性化計画策定などの取組みに要する経費 ④協同組合等法人設立支援事業 組織強化を図るための事業協同組合等の法人設立に要する経費 ⑤組織強化事業 商工業団体が独自に行う組織強化及び活力を再生する次世代のリーダーを養成する研修、講習会の経費		活性化支援事業＜ソフト事業＞ ①～②事業費の30％、50％（上限50万円） ③～④事業費の30％（上限50万円） ⑤事業費の30％（上限30万円）	事業実施前に申請書を提出 事業完了後に報告書を提出	
		-			その他事業 ①活性化関連事業1 上記の事業に該当しないものまたは複数の事業に関連し区分が困難な事業 ②活性化関連事業2 事業の取組みや期待される効果などから、補助率に一定の配慮を必要とする事業 ③活性化関連事業3 事業の取組みや期待される効果などから、補助率に特段の配慮を必要とする事業		その他事業 ①事業費の30％（上限50万円） ②事業費の50％（上限50万円） ③事業費の100％（上限50万円）	事業実施前に申請書を提出 事業完了後に報告書を提出	
		https://www.city.settsu.osaka.jp/soshiki/seikatukannkyou/sangvouchinkouka/shoukougyou/kigyouiigvouchoshien/hojokinjoseiseido/23221.html	中小企業金融対策事業	摂津市中小企業事業資金融資（市町村連携融資）利用者	摂津市中小企業事業資金融資（市町村連携融資）の完済者に対し、保証料は完済時に全額補助、利息は完済時に1/2補助する。		保証料の全額（上限30万円）、利息の1/2	融資完済後	
		https://www.city.settsu.osaka.jp/soshiki/seikatukannkyou/sangvouchinkouka/shoukougyou/kigyouiigvouchoshien/hojokinjoseiseido/23221.html	中小企業育成事業補助金	市内で引き続き1年以上事業を営む中小企業者	市が指定する研修機関で受講した経営者と従業員の研修費の1/2、及び販路開拓・取引先拡大に結びつく展示会等への出展費の1/2を補助。		①研修受講料・出展料の1/2。ただし、1事業所につき、1年度あたり50,000円を上限とする。常設の展示場での展示は1か月分を補助する。 ②①のうち、出展料が100万円を超える展示会または大阪府の大規模展示商談会活用事業の対象に該当する場合は最大30万円を補助する。	研修及び出展終了後	

令和8年度 府内市町村における商業振興施策一覧

	市町村名	ホームページ リンク先URL	事業名	支援先（実施主体）	支援内容	補助率など（補助限度額）	申請書等の提出時期	担当課・ 電話番号
25	摂津市	https://www.city.settsu.osaka.jp/soshiki/seikatukannkyou/sangyoushinkouka/shoukougyou/kigyoujigyoushoshien/keisoudann/23285.html	中小企業経営改善コンサルタント派遣	市内で1年以上継続して事業を営み、本市が派遣を必要と認めた中小企業者	事業所に中小企業診断士、税理士等の専門家を派遣し、経営に関する相談や助言を行う。1事業所につき、単年度3回を限度とする。	全額	申込時	生活環境部 産業振興課 商工労政係 TEL:06-6383-1362
		https://www.city.settsu.osaka.jp/soshiki/seikatukannkyou/sangyoushinkouka/shoukougyou/kigyoujigyoushoshien/settsubrand/index.html	中小企業応援プロジェクト！摂津ブランド認定制度	市内事業者	摂津市内事業所等が生み出した、一定の基準を満たす優れた商品及び技術を、「摂津ブランド認定委員会」の審査により「摂津ブランド」として認定し、広く発信していく。認定された事業者には、ロゴマークの使用権の付与、PRの為に広報費補助及び商談会の出展補助、摂津ブランドのPRの為に支援を行う。	大阪勤業展等のブース出展 出展料・広報費補助：上限10万円までを3か年度経営指導：3回まで	認定品募集：7月頃予定（1か月） 認定後支援：随時	
		https://www.city.settsu.osaka.jp/soshiki/seikatukannkyou/sangyoushinkouka/shoukougyou/kigyoujigyoushoshien/keisoudann/23284.html	摂津ビジネスサポートセンター 経営相談支援	市内事業者	経営に関する課題や悩みについて相談する伴走型ビジネスサポートセンターを設置。新たな販路開拓、新製品開発、業態転換への支援など多様な相談に対応する。毎週火、木曜日に各日3回、1回あたり90分で無料に対応。	全額	電話・メール・ホームページにて 事前予約	
		https://www.city.settsu.osaka.jp/soshiki/seikatukannkyou/sangyoushinkouka/shoukougyou/kigyoujigyoushoshien/hojokinjoseiseido/25890.html	中小企業等新商品開発支援補助金	市内事業者	中小企業者等の新たな事業展開を支援するため、一般消費者向けの商品開発に係る経費の一部を補助する。新商品開発に取り掛かる前に市に事前に事業計画書を提出し、新商品の開発に努めていただく。	新商品開発に係る補助対象経費の1/2の額。（上限100,000円）	新商品開発を行う前に事業計画書を市へ提出。 新商品完成後、交付申請。	
		https://www.city.settsu.osaka.jp/soshiki/seikatukannkyou/sangyoushinkouka/shoukougyou/kigyoujigyoushoshien/hojokinjoseiseido/23254.html	起業者融資補助金	市内で創業を志す方もしくは創業して5年を経過していない方	日本政策金融公庫が提供する「新規開業・スタートアップ支援資金」、株式会社池田泉州銀行の創業応援ローン「夢ひろがる」、北おおさか信用金庫の創業等支援商品「始めくん」、「北おおさかスタートローン」、関西みらい銀行の創業支援ファンド「トライG」、創業支援融資「テイクオフ」を受けられた市内創業者に対して、一律5万円の補助金を交付する。	5万円（要件として、指定する創業融資を利用し、その融資額が50万円以上かつ返済回数12回以上のもの）	指定の融資実行後	
		https://www.city.settsu.osaka.jp/soshiki/seikatukannkyou/sangyoushinkouka/shoukougyou/kigyoujigyoushoshien/hojokinjoseiseido/23256.html	起業促進テナント賃借料補助金	市内で飲食店を創業する個人または新たに設立した中小企業	テナント賃借料（共益費及び消費税除く）の1/2、月額上限5万円を交付決定から6か月間（商店会等の商業団体に加入する場合は12か月）を補助する。	補助額：テナント賃借料（共益費及び消費税除く）の1/2、上限5万円/月 補助期間：交付決定から6か月分（商店会等の商業団体に加入する場合は12か月分）	創業5年後まで	
26	高石市	－	商業共同施設設置補助金	・事業共同組合及びその連合会 ・商店街振興組合及びその連合会 ・商工組合 ・協業組合 ・上記に準ずる団体（ただし小売市場は、小売商業調整特別措置法の許可を受けたものに限る。）	街路灯、アーチ、アーケード、冷暖房施設、ごみ焼却炉、共同倉庫、厚生施設、その他の施設	・事業費が100万円以下の場合 その金額の1/2以内 ・事業費が100万円を超える場合 超える額の1/3以内の額を上記に加算した額 ・限度額300万円	別に定める	総合政策部 まち未来戦略室 産業共創課 TEL:072-265-1001 （内線7309）

令和8年度 府内市町村における商業振興施策一覧

	市町村名	ホームページ リンク先URL	事業名	支援先（実施主体）	支援内容	補助率など（補助限度額）	申請書等の提出時期	担当課・ 電話番号
27	藤井寺市	－	藤井寺市商店街等活性化推進事業	商店街組合、小売市場、連合組織など	【共同施設設置事業】 アーケードや防犯施設など施設の整備・改修に対し支援	補助率1/2 限度額3,000千円	随時	産業労働課 TEL:072-939-1337
					【空き店舗活用事業】 ソフト事業を伴う空き店舗を活用した事業に対し支援	補助率1/3 限度額500千円 （但し連合組織1,000千円）	随時	
					【販売促進事業】 共同で取り組む販売促進のための事業に対し支援	補助率1/2 一団体年間限度額300千円 （但し連合組織500千円）	随時	
					【キャッシュレス化推進事業】 キャッシュレス化の推進により活性化を図る事業に対し支援	補助率2/3 限度額1,000千円 （但し連合組織のみ）	随時	
					【各種調査・計画策定】 活性化を図るために行う各種調査の実施や計画策定に対する支援	補助率1/3 限度額300千円 （但し連合組織500千円）	随時	
		https://www.city.fujidera.lg.jp/soshiki/shiminseikatsu/syoukou/potaru/hojokin/16391.html	藤井寺市事業者支援補助金	市内事業者	【販路拡大型】 （展示会出展枠）展示会、商談会、フェアなどに商品等を出展し、ビジネス機会を広げようとする事業のうち出展料、小間料、会場整備費に対し補助するもの。 （物産展出展枠）他市において開催される物産展の催事等の出展にかかる費用の一部を補助します。 （持続化補助金支援枠）国が実施する補助金事業にかかる補助対象経費のうち、自己負担分となる経費の一部を補助します （ツール導入枠）金融機関ネットワークを活用した販路開拓・経営支援のデジタルツール「Big Advance」の月額利用料を補助するもの。	（展示会出展枠）補助率1/2 限度額100千円 （物産展出展枠）補助率1/2 限度額100千円 （持続化補助金支援枠）補助率1/3 限度額250千円 （ツール導入枠）補助率10/10 最大39.6千円	随時	
					【人材活用型】 （人材募集枠）大阪産業局が実施する人材採用コンシェルジュに相談のうえ実施する求人活動について広告媒体などへの掲載にかかる費用の一部を補助します。（正社員の募集に限る） （人材育成枠）従業員向けの研修にかかる講師料や外部研修参加費を補助するもの。	補助率1/2 限度額20万円	随時	
	東大阪市	http://www.city.higashiosaka.lg.jp/0000002937.html	にぎわいづくり事業（補助事業）	商店街・小売市場	商店街、小売市場等の小売事業者で組織する団体が行うイベント事業（盆踊り・夜市など）に対して支援する。	補助対象経費の70％以内 補助限度額10万円（連合団体事業は50万円） ※連合団体事業・・・商店街・小売市場等2団体以上が連合で事業を実施する場合	随時	都市魅力産業スポーツ部 商業課 TEL:06-4309-3176
		http://www.city.higashiosaka.lg.jp/0000003022.html	地域力強化事業（補助事業）	商店街・小売市場	地域の中核的な役割を果たしている商店街、小売市場の集客力及び競争力強化を図るために、商業団体ごとに取組む共通通貨やプレミアム付商品券発行事業等を支援する。	プレミアム経費の1/2又は発行総額の5％のいずれか低いほうを補助。補助限度額300万円。	随時	

令和8年度 府内市町村における商業振興施策一覧

	市町村名	ホームページ リンク先URL	事業名	支援先（実施主体）	支援内容	補助率など（補助限度額）	申請書等の提出時期	担当課・ 電話番号
28	東大阪市	http://www.city.higashiosaka.lg.jp/0000002679.html	空き店舗活用促進事業（補助事業）	市内商店街で開業をされる方	市内商店街の区域内で開業を予定している方で、商店街の空き店舗を活用し開業をする事業に対して補助金の交付による支援を行う。 （補助対象事業者については諸条件あり。）	補助対象経費の50％以内 補助限度額 改装費補助：80万円	令和8年5月1日から令和9年2月20日まで	都市魅力産業スポーツ部 商業課 TEL:06-4309-3176
		－	空き店舗開業支援事業（アドバイザー派遣事業）	市内商店街で開業をされる方 （※上述の空き店舗活用促進事業補助金の補助金交付事業者が対象）	空き店舗活用促進事業補助金の円滑な運用と、店舗の経営力アップを目的に、空き店舗活用促進事業補助金のうち、補助金交付店舗を対象に「東大阪市開業支援アドバイザー」を派遣。店舗開業時、開業後の経営面での専門家サポートを通じて開業予定者の経営力アップをめざす。	1店舗につき1回まで派遣可能	随時	
		http://www.city.higashiosaka.lg.jp/0000002635.html	共同施設設置事業（補助事業）	商店街・小売市場	商店街、小売市場等の小売事業者で組織する団体が行うハード整備事業を支援する。 1 街路灯、アーケード、放送設備、冷房設備、コミュニティ関連施設等の共同施設を設置、又は補修。（法令に違反する施設は除く）※ アーケード撤去事業も補助対象事業とする。 2 顧客や商品等の情報を入力し、管理、検索、通信等を行える機能を有する情報機器及びその周辺機器の購入。	補助対象経費の15～40％以内 補助限度額500万円 （情報機器は300万円）	随時	
		http://www.city.higashiosaka.lg.jp/0000002635.html						
		－	商業振興コーディネート事業	市内小売店、飲食店、商店街等	東大阪市内の個店および商店街がSNSを活用して販路を開拓、販売力を強化できるよう支援し、市内の商業活性化を図る。	－	未定	
29	泉南市	https://www.city.sennan.lg.jp/business/shien/1472643314597.html	泉南市空き店舗等活用対策事業補助金	市内及び市長が定める市内の賑わいエリアにおいて、空き店舗等（空き店舗・空き家）を活用して事業を開始しようとする事業者	空き店舗等（空き店舗・空き家）に出店する事業者に対して、その経費の一部を補助する。	・空き店舗等の賃借料 （1か月の家賃の1/2、あるいは、3万円のどちらか低い額（24か月）） ・空き店舗等の改修、備品購入費用、広告宣伝費用 （対象経費の合計の1/2、上限50万円） ・空き店舗等の買取費用（上限100万円） なお、賑わいエリア内の創業の場合、補助率を2/3に引き上げ、さらに市で定める特定業種を営む場合には補助限度額の引き上げを行う。	随時	市民生活環境部 産業振興課 商工労働係 TEL:072-483-8191
		https://www.city.sennan.lg.jp/kakuka/shiminseikatu/saogyoushinkou/shokorodokakari/8524.html	泉南市創業支援事業	本市で創業を希望している者	関係機関による創業支援ネットワークを構築し、各機関の強みを生かした支援の連携を図るとともに、創業塾や個別相談の実施により、創業や創業後の経営に必要なノウハウの習得をサポート	－	－	
		http://www.city.sennan.lg.jp/business/kigvo/1458795196246.html	企業立地促進奨励金	市内全域への進出企業	市内全域を対象とし、進出を図る事業者のうち要件を満たしたものを指定事業者として指定し、産業の振興及び経済の活性化を図ることを目的とし立地奨励金を交付する。指定の際は、業種・本社機能の有無により以下の区分ごとに指定し、指定区分に応じて奨励措置の内容が変わる。 ①第1号指定事業者・・・②及び③の規定に該当しない指定事業者 ②第2号指定事業者・・・宿泊業を行う指定事業者 ③第3号指定事業者・・・本社機能を有する事業所を本市の区域内に設置する指定事業者 【令和2年4月1日泉南市企業立地促進条例施行】 【令和5年9月28日泉南市企業立地促進改正条例施行】 【令和6年9月30日泉南市企業立地促進改正条例施行】	1 立地促進奨励金 取得した土地及び家屋に係る1会計年度の固定資産税及び都市計画税の合計額の1/2を5年間交付（第1号指定事業者は上限2,000万円、第2号又は第3号指定事業者は上限3,000万円） 2 雇用促進奨励金 操業開始から2年を経過した日において、1年以上継続して泉南市民を従業員として雇用している場合、新規正規従業員1人につき20万円、新規非正規従業員1人につき5万円を1回に限り交付（上限1,000万円） 3 水道料金又は下水道使用料助成金 操業開始から2年を経過した日において、指定事業者が納付した水道料金又は下水道使用料の1/10を1回に限り交付（上限100万円） 4 土地活用促進奨励金 指定事業者があらたに土地を賃借することによって、当該土地に係る固定資産税の課税標準額が2倍以上になる場合、土地所有者に固定資産税及び都市計画税の合計額の1/2を5年間交付（第1号指定事業者は上限2,000万円、第2号又は第3号指定事業者は上限3,000万円） 5 地域環境保全対策奨励金 指定事業者が周辺環境対策、周辺防災対策又は周辺景観保全対策に資する施設及び設備を整備した場合、当該施設等の整備に係る費用に対して、奨励金を交付（上限3,000万円）。第2号指定事業者の場合、市内全域での立地を対象とし、第1号又は第3号指定事業者の場合、規則で定める土地での立地を対象とする。	－	

令和8年度 府内市町村における商業振興施策一覧

	市町村名	ホームページ リンク先URL	事業名	支援先（実施主体）	支援内容		補助率など（補助限度額）	申請書等の提出時期	担当課・ 電話番号
30	四條畧市	https://www.city.shijonawate.lg.jp/page/14-48750.html	市内事業者支援事業委託	市内中小企業者等	人材確保に関する課題への対応、労働生産性の向上、販路開拓、創業希望者による市内での創業促進など、意欲ある事業者の主体的な取組を支援することにより、自立した経営環境の構築を促進し、もって地域経済の好循環を創出することを目的として、四條畧市商工会と連携して、以下のメニューに対し補助を行う。 【既存事業者向け】①設備導入支援補助金 ③企業価値向上支援補助金 ④事業計画策定支援補助金 【新規創業者向け】②創業支援補助金 ③企業価値向上支援補助金 ④事業計画策定支援補助金 上記については令和7年9月1日より申請受付を開始した。 また、上記以外に創業に係る相談事業、セミナー等の実施等を行う。		補助対象経費の50％～80％以内 限度額15万円～150万円（補助メニューにより異なる）	令和8年12月31日まで ※令和8年12月31日までに補助事業が完了する事業	市民生活部 産業振興課 TEL:072-877-2121
31	交野市	－	商業振興事業／商業共同施設維持管理事業 （交野市産業振興事業補助金）	市内の商店会	公衆街路灯（広告灯を除く）、装飾電灯、照明器具の光熱費等を補助する。		補助対象経費の50％以内（予算の範囲内）	市長が指定する期日まで	地域振興部 地域振興課 TEL:072-892-0121
		－	展示会・見本市等出展支援事業 （交野市産業振興事業補助金）	商業者・工業者・農業者又は、観光団体	自社製品又は技術の販路開拓のため、国内（市内を除く）展示会・見本市に出展する際の出展費用を補助する		1件につき、上限5万円（予算の範囲内）	市長が指定する期日まで	
		－	産業人材育成事業 （交野市産業振興事業補助金）	①市内中小企業者 ②5者以上の市内中小企業者で構成される団体 並びに市内の農業、商業、工業及び観光団体で構成されるグループ	①指定機関で行われる研修、講習等のうち、技術、商品等の開発及び向上並びに経営力の強化を目的として実施される研修、講習等に係る受講料、受講に義務付けられたテキスト等購入費等を補助する。 ②市内産業界に必要な人材の育成及び確保を目的として開催する研修、講習等に係る講師謝礼、会場費等を補助する。		1件につき、上限3万円（予算の範囲内）	市長が指定する期日まで	
		－	産業支援相談事業（委託料）	市内中小企業者等	市内中小企業者等の経営基盤の安定、技術開発等の促進に向けての自主的な経営努力等を支援するため、経営相談を設置する。		－	－	
32	大阪狭山市	－	商業共同施設設置事業	事業共同組合等の法人格を有する団体 上記に準ずる団体	街路灯、アーチ、アーケード、カラー舗装等に係る設置事業		補助率1/10以内 限度額100万円	前年度の10月末まで	市民生活部 産業にぎわいづくりグループ TEL:072-366-0011
		－	地域商業活性化事業	小売商業者等が共同して市内の商店街等において事業を実施するために任意に組織する団体	地域住民のふれあいの場を創出すると認められる催し事業	（補助対象経費） 人件費、広告宣伝費、会場設営費、講師謝礼、消耗品費、借損料等	補助対象経費の1/2以内 （1団体につき、1年度30万円を限度）	事業を実施する日の15日前まで	
		https://www.city.osakasayama.osaka.jp/sosiki/siminseikatsubu/sangyounigiwaizukuri/4/2/1466988555803.html	創業支援補助金交付事業	特定創業支援事業による証明を受けた本市内で創業する者	事業の創業に係る経費の一部を補助	（補助対象経費） 設備経費、広告宣伝費	補助対象経費の1/2以内 限度額20万円 （ただし、大阪狭山市内に主たる事業所のある事業者に発注・支払いをする場合は限度額30万円）	随時	
		https://www.city.osakasayama.osaka.jp/sosiki/siminseikatsubu/sangyounigiwaizukuri/4/3/8320.html	オリジナル商品開発事業支援補助金	市内に主たる事務所又は事業所を有する事業者 又は市内で生産された農作物を原材料とした商品を製造する事業者	大阪狭山市ふるさと応援寄附金の返礼品の開発または既存の返礼品を改良する事業の経費の一部を補助	（補助対象経費） 報償費、旅費、消耗品費、印刷製本費、手数料、委託料、原材料費、備品購入費	補助対象経費の2/3以内 限度額20万円	随時	
33	阪南市	－	阪南市商業会連合会運営補助金	阪南市商業会連合会	商業会連合会が行う商業の実態、将来予測のための調査費及び事業費等の一部を補助		商業会連合会が行う商業の実態、将来予測のための調査費及び事業費等とし補助対象経費等を勘案し、市長が必要と認めた額とする。	5月末	未来創生部 企画課 TEL:072-489-4585
		http://www.city.hannan.lg.jp/business/syoukougyou/1432544919272.html	創業・第2創業等セミナー開催補助金	阪南市商工会	金融機関や専門家と連携し、「経営」「財務」「人材育成」「販路開拓」等の知識を習得するための講座開催及び創業希望者（初期起業準備者及び潜在的希望希望者）を対象とした講座開催を補助		セミナー、個別相談は無料で受講可能	別に定める	
		https://www.city.hannan.lg.jp/kakuka/mirai/kikaku/kigyousougyouysienn/7476.html	阪南市起業創業支援事業（バウチャー）補助金	阪南市創業支援事業計画に基づく特定創業支援事業を受けた者であって、本市内で新たに起業する者	事業に要する経費の一部を予算の範囲内で補助（1回限り）	（補助対象経費） ①事務所等新築工事費（増改築を含む。）②広告宣伝費 ③商業登記にかかる経費 ④その他市長が適当と認める経費	補助対象経費の1/2以内（25万円が上限） ただし、千円未満の端数がある場合は、切り捨てる。	随時	

令和8年度 府内市町村における商業振興施策一覧

	市町村名	ホームページ リンク先URL	事業名	支援先（実施主体）	支援内容	補助率など（補助限度額）	申請書等の提出時期	担当課・ 電話番号
	阪南市	https://www.city.hannan.lg.jp/business/kigyoyuchi/7517.html	企業誘致促進奨励金	阪南スカイタウンの誘致地域へ進出した指定企業	令和2年度末をもって阪南市企業誘致促進条例は失効し、既指定企業への奨励金交付措置のみを行っている。 誘致地域において奨励措置を講じて企業等の立地を促進させ、産業の振興及び経済の活性化を図り、もって市民生活の向上に資することを目的とし立地奨励金及び雇用奨励金を交付する。	1.立地奨励金 ①取得した土地 500円/㎡（当該固定資産税の年税額に相当する額を限度とする。 ②借り受けた土地 500円/㎡（当該土地に係る国有資産等所在市町村交付金に相当する額を超えるときは、当該市町村交付金に相当する額を限度とする。 ③建設した家屋 500円/㎡（当該家屋に係る固定資産税の年税額に相当する額を超えるときは、当該固定資産税の年税額に相当する額を限度とする。 2.雇用奨励金 操業開始後、3年を経過した日において、10名以上の常用雇用を行っている場合、6か月以上の新規市内常用雇用者の人数に20万円を乗じた額を交付	立地奨励金：5回分を年度毎（市長の指示する期日まで） 雇用奨励金：操業開始から3年を経過した日（基準日）の翌日から6月以内	未来創生部 企画課 TEL:072-489-4585
34	島本町	－	島本町商工会補助金	島本町商工会	①島本町商工会運営事業 ②その他町長が必要と認める事業（特別事業）	①前々年度の商工会の収支決算書に基づき算出 ・収入のうち府補助金の決算額の1/10 ・収入のうち会費の決算額の2/10 ・支出のうち一般事業の決算額の1/10 ②経費の5/10	6月	都市創造部 にぎわい創造課 TEL:075-962-2846
		https://www.town.shimamoto.lg.jp/soshiki/16/34455.html	島本町商業団体支援事業補助金	商店街、小売市場、個人商店5以上からなる団体 等	町内にも魅力的な商店街があることをPRし、商業的な盛り上がりが生み出せるように、商業団体の創意工夫により実施する事業（催物事業、空き店舗活用促進事業、共同施設設置事業、情報発信事業等）に対して支援することを目的とする。	事業費の2/3（上限20万円）	4月	
35	豊能町	－	豊能町商工会補助金	豊能町商工会	商工会が実施する町内商工業者の育成事業、商工業の活性化のための事業に対する補助	予算の範囲内	例年6月頃	都市建設部農林商工課 TEL:072-739-3424
36	能勢町	－	地域創業支援事業補助金	能勢町商工会	「創業支援事業計画」に基づいた事業を行なう商工会（創業支援事業者）に対する補助	対象事業費の1/2	随時	まちづくり推進部 魅力創造課 TEL:072-734-3241
		－	商工振興事業補助金	能勢町商工会	商工会が実施する事業に対する補助 （小規模事業経営支援事業費補助金・商工業振興事業補助金）	予算の範囲内	事業実施前までに申請書提出	
37	忠岡町	https://www.town.tadaoka.osaka.jp/index.html	商工会補助金	忠岡町商工会	商工業に関する情報収集・調査の実施や、本町中小企業者が経営改善するための総合的な支援事業の実施についての補助	商工会の運営に対する補助	6月	産業住民部 産業建築課 TEL：0725-22-1122
			小売業振興事業助成金	忠岡町小売商連合会	本町の特性を踏まえ、今後の小売商業のあり方も見据えた取り組みについて、企画・立案し実施するための補助	小売商連合会の運営に関する補助	7月	
			中小企業イメージアップ推進事業補助金	忠岡町中小企業イメージアップ推進事業補助金	町内中小企業のホームページ作成費用・PR動画作成費用・パンフレット又はカタログ作成費用を支援	1事業毎に補助対象経費の1/2以内で、上限5万円	随時	
			中小企業振興資金利子補給制度	忠岡町中小企業振興資金補助金	町内事業者の経営の安定と振興を図ることを目的としている	支払い利息の一部を補助	10月	
			起業・創業支援補助金	忠岡町起業・創業支援補助金	町内で創業する方に対し新規創業に要する費用の一部の補助	補助対象経費の1/2以内で、上限10万円	随時	
			創業支援事業補助金	忠岡町商工会	国の認定を受けた「創業支援事業計画」に基づいた事業を行なう商工会（創業支援事業者）に対する補助	110万円	平成27年4月1日から令和12年3月31日までの10年間の予定	

令和8年度 府内市町村における商業振興施策一覧

	市町村名	ホームページ リンク先URL	事業名	支援先（実施主体）	支援内容	補助率など（補助限度額）	申請書等の提出時期	担当課・ 電話番号
	忠岡町	https://www.town.tadaoka.osaka.jp/index.html	中小企業退職金共済加入補助金制度	忠岡町中小企業退職金共済加入補助金	町内で退職金共済制度に加入する事業所に対し、掛金の一部を補助	①補助割合 掛金の25%（但し、掛金が1,000円を超える場合は1,000円に補助率を乗じた額とする） ②町内に事業所を有し、かつ常時雇用する従業員数が30人以下の事業所	・事業主が契約した日に属する月から3年間 ・補助対象期間は前年4月から翌年3月末までの1年間に支払った掛金	産業住民部 産業建築課 TEL：0725-22-1122
			在住者正規雇用事業者支援補助金制度	忠岡町在住者正規雇用事業者支援補助金	町内企業者による町在住者の雇用促進及び雇用機会の増大を図るため、町内在住者を新規に正規雇用した場合に補助	①新規正規雇用者1名につき5万円（1回限り）で、同一事業所については年度内に2名まで ②障害者手帳を有する新規正規雇用者1名につき8万円とし、①に加算して同年度内2名まで ③町内に事業場を有する事業所で、町内に住所を有する者を新たに1年以上継続して雇用し就労させた場合	雇用期間が1年を経過した後6か月以内	産業住民部 産業建築課 TEL：0725-22-1122
38	熊取町	https://www.town.kumatori.lg.jp/sangyo_kanko/sangyo_shinko/index.html	熊取町商工会補助金	熊取町商工会	商工会が実施する下記の事業に対する補助 ①小規模企業者への相談及び指導に関する事業 ②地域活性化（単独・広域）事業 ③その他町長が特に必要と認める事業	補助要綱第3条参照	事業実施前までに申請書提出	住民部 産業振興課 TEL:072-452-6085
			熊取ブランド創造支援事業	①熊取町商工会、JA大阪泉州、くまとりにぎわい観光協会、その他町長が指定する団体 ②町内において事業を営む中小企業、NPO法人、JA大阪泉州、その他町長が認める者	①ブランド施策等推進活動事業補助金 熊取ブランドの推進の為の事業を企画、普及活動の立案等をおこなうために必要な事業費 ②商品化促進支援事業補助金 熊取ブランドとして新たな商品を生み出すための調査研修や試作品の開発及び商品化に要する専門家への報償費・旅費、旅費、事務	①対象経費の10/10 補助限度額50万円 ②対象経費の2/3 補助限度額75万円（ただし、事業期間内に商品	随時	
			「くまとりやもん♪」販売促進事業	①「熊取ブランド創造会議」において「くまとりやもん♪」として新たなブランド認定した商品を町内において製造・販売又は加工を営む中小企業、NPO法人、JA大阪泉州、その他町長が認める者 ②熊取コロッケの販売取扱等、販売促進に取り組む中小企業、NPO法人、JA大阪泉州、その他町長が認める者 ③町内耕作地で対象作物の当年度の作付けが確認でき、JA等、市場へ出荷している農業事業者	「くまとりやもん♪」販売促進事業補助金 ①認定商品販売促進補助金 「熊取ブランド創造会議」において、「くまとりやもん♪」として新たにブランド認定した商品の販路を拡大するための事務費、広報費 ②熊取コロッケ販売促進補助金 「くまとりやもん♪」として認定されている熊取コロッケの販売等、販売促進に要する広報費、熊取コロッケ購入費 ③戦略作物栽培補助金 「くまとりやもん♪」として認定されている戦略作物（里芋）の出荷量に応じた補助	①対象経費の2/3 補助限度額10万円 ②対象経費の1/2 補助限度額10万円 ③対象経費の10/10 補助限度額150円/10kg	随時	
			熊取ブランド・にぎわい創造支援事業	農業祭実行委員会、その他町長が認める者	地域・産業活性等イベント支援事業補助金 熊取ブランドの創造、産業振興及び地域の活性化に繋がるイベント等の開催に要する経費	対象経費の10/10 補助限度額500,000円	随時	
			創業支援事業	創業前の個人または法人で、当該補助事業の完了までに、個人にあっては町内に住所を有し、個人事業の開業等届出書を提出した者、法人にあっては町内に本店を有し、商業・法人登録が完了している者等	①駅周辺近隣商業地域事業所開設支援事業補助金 ②駅周辺指定地域飲食業開設支援補助金 ③町内遊休不動産を有効活用した開設支援補助金 ④キッチンカー開設支援補助金 ⑤企業立地促進補助金 ⑥雇用促進奨励金 ⑦企業誘致（遊休不動産対策）協力奨励金	①②③④⑤対象経費の2/3 補助限度額①75万円（飲食店は150万円） ②1,000万円 ③50万円 ④50万円 ⑤500万円 ⑥⑦対象経費の10/10 補助限度額 ⑥町内在住の正規雇用の場合5万円/人 ⑦10万円（固定資産税分に限る）	随時	
			既存事業者支援事業	①③中小企業者で町内に主たる事業所を有している者、かつ①は、熊取町商工会の支援を受け、労働生産性について、1年後の伸び率が3%以上の生産性向上を目標とした計画を作成する者 ②熊取町商工会、ほか町長が認める者	①スマート化による生産性向上補助金 ②BCP（事業継続計画）セミナー等開催支援補助金 ③キャッシュレス決済システム導入補助金	①③対象経費の2/3 補助限度額①75万円 ③5万円 ②対象経費の10/10 補助限度額10万円	随時	

令和8年度 府内市町村における商業振興施策一覧

	市町村名	ホームページ リンク先URL	事業名	支援先（実施主体）	支援内容	補助率など（補助限度額）	申請書等の提出時期	担当課・ 電話番号
	熊取町		6次産業化支援事業	町内に住所を有し町内に耕作地を有する農業者、3戸以上の農業者で組織された団体に属していること。 認定新規就農者では、認定農業者であること	①商品化促進支援事業補助金 新たな地元農産物の加工品を生み出すための、調査研究や試作品の開発及び商品化に要する経費を補助する ②販売力強化支援事業補助金 前年度に開発された新たな地元農産物の加工品の販路を町内外へ拡大するために要する経費を補助する	①対象経費の2/3 補助限度額75万円 ただし、事業期間内に商品化すること ②対象経費の2/3 補助限度額50万円	随時	住民部 産業振興課 TEL:072-452-6085
			農業事業者支援事業	①②③町内に住所を有し、町内に耕作地を有する農業者 3戸以上の農業者で組織された団体に属していること。 ②③認定新規就農者または認定農業者であること。	①農作物庭先販売支援補助金、防犯カメラ、商品展示台などの設置に要する経費を補助する ②スマート化による農業生産性向上補助金 ③農業用ハウス建設補助金	①②対象経費の2/3 補助限度額 ①15万円、②100万円 ③対象経費の4/5（新規就農者）対象経費の2/3（既存就農者） 補助限度額300万円	随時	
			中小企業経営支援（信用保証料補助）事業	①②③④⑤町内に所在する事業所のために事業資金として融資を受けた方 ①②③6月以上町内において事業所を営んでいる方 ④町内において事業開始2か月前又は事業を開始して5年未満の方 ⑤町内において事業開始2か月前又は事業を開始して1年未満の方 ①③④⑤融資実行と同時に信用保証料を一括して支払った方 ②③④⑤交付金申請時点で町、府民税を滞納していない方	①小規模企業サポート資金（市町村連携型）補助金 ②小規模企業サポート資金（小規模資金）補助金 ③経営安定サポート資金（経営安定資金）補助金 ④開業・スタートアップ応援資金（開業資金）補助金 ⑤開業・スタートアップ資金（地域支援ネットワーク型）補助金	①④⑤ともに保証料支払額の全額 ②③ともに保証料支払額の1/2	随時	
			中小企業経営支援（利子補給金）事業	熊取町商工会の推薦を受け、小規模事業者経営改善資金（マル経融資）を受けた方	①小規模事業者経営改善資金（マル経融資）利子補給金	融資額500万円にかかる償還利子の1/2	2月末	
38	田尻町	－	商店街施設維持管理補助金	吉見ノ里駅前商店街	・街路灯の電気料金 ・全街路灯の電球を一度に交換する工事	補助対象経費の3/4 ※100円未満は切り捨て	4月	事業部産業振興課 TEL:072-466-5008
		－	商工業振興資金利子補給金	町内事業者	運転資金及び設備資金、又は経営改善資金の融資を受けている町内商工業者に対し、年1％の利率に相当する利子額を補助	年1％の利率に相当する利子額	11月	
39	岬町	－	商工会事業費補助金	岬町商工会	産業活性化推進及び町内全事業所の活性化のために、古代米等を利用した観光資源となり得る新商品、新メニューの開発を支援するもの。	予算の範囲内で決定	－	都市整備部 産業観光促進課 産業振興係 TEL：072-492-2749
40	太子町	https://www.town.taishi.osaka.jp/business/sangvou/3865.html	太子町創業支援補助金	町内で新たに創業しようとする人	地域産業の発展と創業促進のため、町内で創業しようとする人に対して、創業時及び創業後に必要な経費の一部を補助する。 町内空き家等の利活用、飲食業の創業の場合は、補助額を増額する。	補助率1/2 限度額：30万円 但し、空き家等を活用時は60万円、かつ飲食に関する起業時は10万円増額	別に定める期日	観光産業課 TEL:0721-98-5521
41	河南町	https://www.town.kanan.osaka.jp/soshiki/machisozobu/norinshokokankoka/gyomuannai/4/1/1/1091.html	かなんブランド開発支援事業	町内事業者、団体、個人	本町の知名度を高めるとともに、地域経済の活性化を図るため、特色ある地域づくりの一環として、地域資源を活用した特産品となるようなものを開発した者に対し、当該事業に要する経費の一部を助成する。	1/2以内 上限100千円	別に定める期日	農林商工観光課 TEL:0721-93-2500